

令和3年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和3年9月6日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 今泉吉人 |
| 5 金田敏行 | 6 金田文子 | 7 高森陽一郎 |
| 8 伊藤 武 | 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 |
| 12 山口伸彦 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1 加藤弘文議員

(1) 設楽町の新型コロナ対策の現状と今後の対策拡充について

(2) 台風や大雨による土砂崩れ、倒木等での道路遮断、停電等の防止対策について

2 田中邦利議員

(1) コロナ感染緊急事態重点措置について

(2) 大雨による土砂災害防止について

(3) 国産材利用促進への支援を

(4) 山村都市交流拠点施設について

3 金田文子議員

(1) ふるさと納税制度の活かし方を問う

(2) コロナ感染対策の今後（令和3年秋以降）を問う

4 高森陽一郎議員

- (1) 設楽町地域防災計画について
- (2) 公共施設個別施設計画について
- 5 七原剛議員
 - (1) 清崎地区の公共用地の利活用について
- 6 原田直幸議員
 - (1) 移住定住施策について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回設楽町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

始めに町長から挨拶をお願いします。

(「ないです」の声あり)

議長 町長の申出がございませんので割愛します。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 おはようございます。令和3年第3回定例会第2日の運営について、8月25日に議会運営委員会を開催し、審査しましたのでその結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は議長からの報告があります。

日程第2「一般質問」は本日6名の質問があり、受付順で、質問時間は答弁を含めてできれば50分以内でお願いします。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和3年8月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

議長 日程第2「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

議長 始めに11番加藤弘文君の質問を許します。

11 加藤 おはようございます。11番加藤弘文です。議長のお許しを頂きましたので、

事前に通告いたしましたとおりに質問いたします。

新型コロナウイルス感染の拡大は、全国的に変異種の広がりと共に新規感染者数、重症者数、死者数共に過去最多となり、深刻さは一層深まり、災害級の国難ともいわれています。愛知県も、新規感染者が2,000人を超え、緊急事態宣言が発出され、住民にさらなる自粛を呼びかけることとなりました。

本町では、ワクチン接種が関係各位の御努力により順調に進み、収束への第一歩を踏み出しましたが、一年半を超えるウイルスのまん延の中、飲食店をはじめとする企業・店舗の経営難、町民の深刻な生活苦も懸念されます。また、変異ウイルスは子どもへの感染も懸念されており、県内でも夏休みの延長・オンライン授業なども行われています。新年度予算の中にコロナ対策も見られますが、長期にわたる感染状況を踏まえて、これまでにない最悪の感染状況を踏まえ、更なる追加的な対策を打つ必要があると考えます。

そこで、1 本年度予算で計画した新型コロナウイルス感染症に対する対策は、既に半年が経過していますが、どの程度完了していますか。また、その効果と課題をどのように分析しているのか答弁を求めます。

次に、2 国からの新型コロナ対応地方創生臨時交付金等、3億8千万円の執行状況はどうなっていますか。この緊急事態に対して、臨時的・追加的に執行できる予算は確保されていますか。

次に、3 他の自治体では、新型コロナの爆発的なまん延に対して、独自の給付金、応援金、協力金、検査体制の充実などの追加的な対策を打ち出しています。昨年の実施状況を踏まえて、コロナ禍が最悪な状況となっている状況に対して、追加的な予防対策・支援対策が必要と考えますが、計画はありますか。

次に、4 変異ウイルスのまん延により、子どもたちへの感染が、1か月前の6倍にもなっているといわれます。こうした、現状を踏まえて、夏休みの延長、抗体検査の実施などの措置をとる自治体もあります。学校や保育園などでクラスターが発生し感染が急拡大する可能性を踏まえて、これまでの対策に加えてどのような対策を考えているか答弁ください。

次に2つ目の質問をします。

今年も記録的な大雨により、静岡県熱海市では大規模な土石流が発生し、多くの犠牲者を出してしまいました。被災者の皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

こうした急傾斜地は本町にも多く点在し、危機感を高めなければならないと思います。この台風10号の影響で、本町では神田方面で樹木の接触による停電が発生しました。また先日の長雨の影響で、作手地域では倒木が原因で400戸もの大規模停電が発生しました。台風や大雨がある度に、こうした山間地では、土砂崩れ、倒木などによる停電が頻発しており、大規模な道路遮断も記憶に新しいです。こうした事態を未然に防ぐための対策は急務と考えます。隣の豊根村では、現地調査に基づいて、幹線道路周辺の樹木を計画的に伐採したりして、防災対策を始めていると聞きました。本町も同じような山間地であり、こうした対策を早

急に強化していく考えはないか答弁を求めます。

始めに、1 土砂災害、倒木による道路遮断、停電等が起こることが想定される町内の個所についての調査は実施していますか。また、常にそれを更新していますか。

次に、2 平成31年より継続となった「あいち森と緑づくり事業」では、幹線道路周辺の整備でこうした防災のための事業も追加されたと聞きます。本町では、設楽森林組合へ県からの委託費である約3千9百万円を再委託し、人工林の間伐に充てていますが、方針をこうした事業に変えていく考えはないですか。

次に、3 こうした事業は、国や県、中部電力やNTTなども定期的に点検、対応を行っています。町とも定期的に連絡調整しながら、災害事故を未然に防ぐ必要があると考えますが、そうした連絡会議は行われていますか。されているのならば、どのような問題が議論されているのか答弁ください。

4 熱海市の災害は、土捨て場の管理が影響し、人災とも言われています。こうした危険な個所は、近年ダム関連の大規模工事が続く本町にはないのかと危惧するがどうでしょうか。そうした調査や業者への指導は問題なく行われているか答弁を求めます。

以上で、一回目の質問を終わります。

町民課長 それでは、1点目の新型コロナ対策の関係についてお答えいたします。まず、1つ、今年度予算で計画した事業について、どの程度完了しているか、また、その効果と課題をどのように分析しているかというお尋ねがありました。

令和3年度当初予算で計画したコロナ関連事業は、介護施設における感染拡大防止対策支援事業として、宝泉寮に簡易陰圧装置設置費を補助する内容のみで、これにつきましては、すでに愛知県から内示をいただきまして、年内には設置、補助する予定となっています。令和3年度の事業として取り組んでいる、または取り組む内容は、先に申しあげました内容以外は6月議会、本9月議会で計上した事業を含め全て補正予算対応なので、完了しているものはありませんし、効果や課題も現在では分析できる段階にありません。

2番目、地方創生臨時交付金の執行状況はどうなっているか。臨時的、追加的に執行できる予算は確保されているか、というお尋ねがありました。

2億7千万円余は、令和3年度繰越明許費とした事業を含め概ね完了しています。ただし、先頃実施しました繰越事業のプレミアム付き商品券事業の完了は令和4年1月を予定しております。残りの1億500万円余は、国の令和3年度本省繰越分となっていることから、今回の補正予算措置を含め、令和3年現年分の財源として執行します。なお、全ての事業は令和3年度末に完了するスケジュールで事務を進めております。

3番目、他の自治体では爆発的なまん延に対しての追加的な対策を行っている。昨年の実施状況を踏まえて、コロナ禍が最悪な状況となっている状況に対して、追加的な予防対策・支援対策の計画はあるか、というお尋ねがありました。

最近の爆発的な感染まん延に対応して、政府は更に1,000億円の追加交付を決定し、去る8月20日に、設楽町への配分として680万円の通知がありました。この追加配分については、事業者支援分となっていますので、感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援を中心に、事業者又は町が実施する感染対策の強化に関連する事業等に充当するよう10月5日の愛知県への計画書提出に向け、鋭意作業を進めてまいります。

最後4番目、子どもたちへの感染が大きく増えており、こうした現状を踏まえて、夏休みの延長、抗体検査の実施などの措置をとる自治体もあり、感染が急拡大する可能性を踏まえて、どのような対策を考えているかというお尋ねがありました。

教育委員会では、夏休みの延長は行わないことといたしました。文部科学省が8月25日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症対策」では、児童生徒については、体調不良時はすぐに帰宅し、医療機関を受診するよう指導することを前提としたうえで、補完的に抗原簡易キットの活用を促すこととしております。設楽町の小中学校、保育園等に勤務する職員は、ほとんどのワクチン接種は終了しております。12歳から15歳の7割ほどもワクチン接種が終了しております。抗原簡易キットによる「ウイルスあり・なし」の検査は町内医療機関の発熱外来で受けることができます。12歳以上の町民全体の接種率が約9割に達している設楽町においては、児童生徒数が少ないこともありますので、体調不良の兆しがみられる場合には、直ちに発熱外来に相談し、検査・受診するということが感染拡大を未然に防止することが可能と考えます。「予防に勝る治療なし」と言われております。基本的な感染予防対策である「マスクの着用、手指衛生、距離の確保」など徹底し、併せて当面は、部活動の制限、町外における行事の開催や参加の自粛をするなどによって、子供たちの健康を守ってまいります。

以上です。

総務課長 続きまして2点目、防災対策の関係についてお答えをいたします。

まず、総務課から、土砂災害、倒木による道路遮断、停電が起こることが想定される箇所の調査についてお答えさせていただきます。

土砂災害のおそれのある場所につきましては、愛知県が調査を実施し「マップあいち」——愛知県総合型地理情報システムという名称であります。そちらで土砂災害情報マップとして公開をされております。これを確認して最新の情報を把握しているところです。

また、倒木による道路通行止や停電の発生が想定される箇所の事前把握につきましては、大変困難であると考えております。停電の発生状況は、この8月だけで4回、町内の広範囲において発生しております。停電の原因は、倒木による電線断線、樹木の接触、雷の影響などとなっておりますので、森林整備や道路周辺の立ち木の伐採を関係機関と協力して進め、防災につなげていきたいと考えております。

産業課長 それでは、総務課に引き続きまして「あいち森と緑づくり事業」について説明をさせていただきます。

県では、平成21年度から導入しました「あいち森と緑づくり税」等を財源として、森林、里山林、都市の緑を整備・保全する「あいち森と緑づくり事業」を実施しており、山から街まで緑豊かな愛知の実現を目指しています。

平成31年度から、新たな10年計画の事業がスタートしており、防災・減災の観点から、道路や人家への倒木、落枝や倒木による配電線の切断等の危険性が高く、早急に整備が必要な道路沿い、集落周辺や流木対策のため間伐が必要と認められる河川沿いの森林の整備を重点的に実施することとなっています。

町は、県から事業候補地の「調査」、「交渉」、「事業界杭打ち」及び「調査・測量」等のとりまとめ業務を受け、これらの一部を設楽森林組合に再委託しており、県は、その結果に基づく人工林の整備事業として、一般競争入札などで工事発注しています。今後につきましても、県と町で事業候補地域を協議するにあたって、道路や人家への危険性が高い、道路沿い、集落周辺を重点的に選定していきたいと考えております。

県事務所と中部電力では、ライフラインの確保に係る打合せ会を毎年行っており、台風等による倒木被害が多い箇所等についての要望を中部電力から聞き取り、できる限り事業地に取り込むようにしている、と伺っております。

また、町としましても、令和元年5月に開催された、森林整備関係者とのライフライン確保に係る打合せ会で、県事務所や新城設楽管内の市町村、中部電力及びNTT等とともに、過去に停電原因となった倒木が多数発生している箇所に優先順位を付け、あいち森と緑づくり事業における伐採要望箇所として情報交換したところです。

あいち森と緑づくり事業委託は、愛知県から人工林整備事業地の取りまとめの業務を受託して行う事業です。この事業についても現計画では、防災効果の高い、公道沿い、集落周辺、河川沿いの間伐を重点的に実施するとともに、高齢化した人工林の若返りとして「あいちニコ杉」等小花粉苗への植え替え、それに伴うシカ等に対する防護策等の設置などの実施するため、3千9百万円も受託し、この考えの中でおこなっております。

以上です。

総務課長 「あいち森と緑づくり事業」につきましても、産業課の回答の通りで、中部電力やNTTなどと協力しながら森林整備を進めております。

これに加えまして、令和元年9月20日に、新城市、北設楽郡の町村それぞれと、中部電力の新城営業所との間で「災害時における相互協力に関する協定」というものを締結しています。これは、災害時の倒木処理を相互に協力することや救援活動に必要な活動拠点への優先的な電源供給、災害発生前に支障となり得る樹木の事前伐採等を協力して実施することなどを内容とした協定です。また、この協定に基づいて、中部電力とは毎年連絡会議を開いて停電発生状況と対処方法

などについて情報交換を行いまして、迅速な災害対応に努めているところであります。

以上です。

建設課長 建設課からは、土捨て場の管理についてお答えをいたします。

町道・林道・農道などの建設課所管の工事に関しましては、工事仕様書などの基準に基づき切土と盛土の現場内処理を基本として工事を施工しておりますが、一時的に土を仮置きをする場合などは、業者からの提出書類及び現地での確認をして、適正な管理をするように指導等を実施しております。なお建設課所管の工事の土の仮置きに関しましては、小規模なものばかりとなっておりますが、状況によっては排水対策や土砂流出防止対策の指示もいたします。

なお現在、建設課では月2回の道路パトロールを行っておりますので、既に施行が終了している盛土切土部分も含めて幅広く道路の現況確認を行い、危険箇所につきましては、対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

企画ダム対策課長 4番目の質問につきまして、この質問は、この後の田中議員の質問に対する回答と一部関連がありますが、よろしく願いいたします。

それでは、企画ダム対策課より関係する事項について説明をさせていただきます。

議員の質問には、設楽ダム関連の大規模工事とありましたが、一般的な開発行為も含めて説明させていただきます。

先に国・県の関係機関に設楽ダム関連工事の状況及び対応について確認しましたので、報告させていただきます。

始めに、国からの確認した内容について報告します。

国発注工事の大規模な盛土造成箇所では、地質調査を実施し、地山及び盛土材料の地質性状や地下水・湧水状況を確認したうえで、盛土の安定性に考慮した施工を実施しており、土砂災害が発生することがないように工事を進めているということです。

また、盛土箇所の地下水や湧水の処理については暗渠管を設置し、雨水排水のための側溝を設置するなど適切な水の処理を実施しているということです。

付替道路工事で実施している盛土については、地山を「段切り」という工法で、盛土を行う地山を階段状に掘削して盛土と地山を一体化させながら盛土を行うことで盛土の安定性を確保しているということです。

次に県から確認した内容について報告します。

ダム関連事業では、切土量と盛土量のバランスを考慮し、発生する土砂は、極力工事内、工事間で流用するように努めておりますが、地形的な要因等によってどうしても工事残土が発生するケースも生じております。流用土により道路の盛土を行う場合は、土質を確認し、各種基準に従い、適切な設計及び施工を行って、安全な構造物を築造しております。やむを得ず工事残土を私有地に埋め立てるな

どの処分を行う場合には、関係する法令に基づく諸手続き、対策を行って適正な残土処分先で、工事完了時に処理された土量が分かるような集計表や処分写真を提出させて、適正な残土の処分がされるように努めております。

また、国も県もこうした施行にあたっては、各工事ごとに監督員を配置し、適正な施行が行われるように行政への指導、また、現場の確認等を行っているとのことでもあります。

そして、町の中では、企画ダム対策課で盛土等の確認ができる可能性があるのは、土地開発行為の届出と自然公園の届出があった場合のみになります。

町における土地開発行為の確認は、設楽町土地開発行為に関する指導要綱に基づき、個別の法令等における届出の前に、開発行為の内容について事前に確認し、町の立場から指導を行うものです。具体的には、1,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満の開発行為について、事業者からの土地開発協議申出書に基づき、庁内にある設楽町土地開発会議研究会で内容を審査し、必要な手続きなどの指導を行っております。なお、10,000平方メートル以上の開発行為は、県の許可案件となります。また、国・県などの機関は、届け出の必要はありません。

ここ数年は、太陽光発電での開発による届け出が多く、土砂災害に繋がるような盛土はないと思っております。しかし一部では、表土が流れ側溝が詰まるなど苦情はありましたが、その都度対処させていただいております。

次に、自然公園法関係についてですが、自然公園内における自然に影響を及ぼす恐れのある行為について規制するもので、工事だけでなく、伐採等も対象となります。申請の流れとしては、事業者から町に許可申請があり、町の意見を付したものを県へ送付し、県で審査したのちに、許可書が町に届き、事業者へ送付します。

国・県が行う自然公園内の設楽ダムに関連する工事も同様の申請がされ、県の許可に基づき工事を進めているため、県の審査が入りますので問題はないと思っております。補足ですが、国が行う申請については、協議という形になります。

企画ダム対策課で把握できる部分については以上です。

11 加藤 答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、コロナ対策ですが、一昨年と比べて対策を打つ手が少ない気が私はしていて、心配をしているところなのですが。ある予算については、完全に消化できるように、また必要に応じて必要な予算を構築していくということで受け取らせていただきました。

ただ、数点ですが、検査というのは発熱外来の場合には検査を当然するわけなのですが、PCRとか抗体検査の希望者にも対応できるようになるという方向を今考えられているということで、そういう方向性で検討は進められないかということ。

それから、設楽町では7名の感染者が出ているわけですが、その後の追跡というか、実をいうと、これ確認情報ではありませんが、入院期間が非常に長くなっ

ているケースもあるということで、そうしたことへの支援というのも町として考えてみえるのかどうかということをお願いします。

それから、4番目の教職員の接種がほぼ完了しているということで安心をしました。これは、調理員さんとか保育士さんも含めてのことかなと思いますが、確認をお願いします。

それから、時間が少ないですので、土砂災害の件で、倒木や土砂災害の箇所について調査はできませんという、最初のお答えだったような気がするのですが、できないのかやらないのかどちらかなと思っていたら、実は、NTTとの一緒に調査とか会議等で実は調査をしていて、倒木の危険性のあるところは把握していると最終的には思ったのですが、そういう理解でよろしいかどうかお願いをします。

町民課長 検査の関係についてですけれども、現在PCR検査と抗原検査のほうは、発症したのかなという、医療機関にかかったときには行政検査として実施されておりまして、希望者についてはいちおう保険適用ということなのですが、PCR検査については、今のところ保健所とか愛知県の施設ではひっ迫しておりますので対応ができません。民間でないとできません。ですので、名古屋市とかにある民間の医療機関に行けば希望者はやっていただけたと思います。抗原検査のほうは、希望されれば、町内の医療機関で先生にお願いすれば、実費にはなるかと思うのですが、保険適用されますのでできます。抗体検査は、抗体があるか無いかというのは今のところ保険適用がされておられませんので、実費でやることはできますが、町内の医療機関では抗体検査は血液を採って通常やるので、そこを实費でよければ先生にお願いすればやっていただけたと思います。

ということも踏まえて、国のほうの通知でも、とにかく希望者がやるというのではなくて、発熱とかそういう症状が見られた場合には簡易抗原キットを使ってやってくださいねという、そういう文科省の話ですので。希望者については、今私が先にお話したような内容でお願いしたいと思います。

で、感染者の関係なのですが、7例目の方につきましては、保健所とのやりとりを密にして、その方が生活の支援がいるとか、そういう連絡を取り合って、もう既に完治というか、観察は外れております。入院が長引いている方につきましては、特にその後、御本人の御家族とか保健所のほうから連絡はありませんので、町としては静観しているという内容です。

あと、ワクチン接種、学校とか保育園関係は、事務員さん、調理員さん、全て学校にお勤めの方は皆さんやっていただいております。

以上です。

総務課長 2つ目の御質問の中で、大変把握が困難と、私のほうはそういう答弁をさせていただきました。これ、倒木の想定される箇所の事前把握は非常に難しい。中電ですとか、間伐実施については、過去にそういった事案が発生した場所等については把握できますので、そういった場所を調整をしながら進めている、そう

いう理解でお願いしたいと思います。

11 加藤 どうもありがとうございました。

コロナ対策については、今のところ設楽町は感染者数が少ないですが、今後状況をみて、的確な早急な対応をお願いします。

議長、大雨災害について追加の質問をしたいので、議長に許可をいただきたいのですが、よろしいですか。

議長 具体的に。

11 加藤 8月中旬の大雨災害、避難指示が出た件についてですが。

議長 災害対応として、許可いたします。

11 加藤 それでは、許可をいただきましたので。8月中旬の大雨が続いた8月18日だったと思いますが、未明、土砂災害警戒情報発出に伴って、レベル4にあたる避難指示が発出されました。この時、避難所の開設状況はどうだったのかを答弁をお願いします。

議長 通告を外れていますので、分かる範囲内で答弁をお願いいたします。

総務課長 ちょっと心の準備ができておりませんが、確か、避難指示が出たのが、深夜というか、夜中だったと思います。その時点で避難をしろというのも危険でありますので、家庭内の安全な場所等で避難ということで指示を出しました。そういうことでもありますので、そのときの避難所の開設というのは役場としてはしておりません。もう1点、今自主防災会でそういった場合に一時的な避難場所の開設をお願いするという方向で、ただいま調整を進めております。ということですが、そのときはそういう状況でありました。

以上です。

11 加藤 避難指示を発出したにもかかわらず、避難所の開設はしなかったと。行政の指示を出したので、あとは自己責任でそれぞれ避難をしてください。いつも言っているとおり、自分の命は自分で守るのが基本ですということでしょうか。ある町民は、避難指示を聞いて避難所に電話をしたが出ないので、雨間を見て避難所に入れるかを確認したが真っ暗であったと。明るくなればと確認に来ると、やはり開設されていなかった。役場はどうなっているのかと嘆いていました。これが、役場の防災に対する基本的な対応でしょうか。

総務課長 今、進めていこうとしている内容をお話します。いざ、そういった状況になったときに、役場の職員が現地に向かって避難所を開設するとなりますと、一旦役場に集合してそれから命令を出して、現地に道具を持って向かうということになります。そうすると、どうしても1時間なり2時間、そうしたタイムロスが出ます。で、自主防災会の会長等をお願いをしているのは、そういう状況になったら、まずその会場を開けてもらえませんか、という内容で進めております。それは、なぜそうするかというと、とにかく早い対応が必要。それと、自分の身は自分で自ら守る、こういった観点に基づいてそのような行動、そのような流れを今進めております。

以上です。

- 11 加藤 以前、私が一般質問で、防災の公的支援の柱である部署が、「自分の命は自分で守るのが基本」とは無責任だと質しましたが、今月の広報したらの7ページに総務課から「地震・台風・集中豪雨から身を守るために」と題した文書が出されました。その重要ポイントの1番目は、「自分の身は自分で守るのが基本」と掲げられ、その前文には、「避難場所には飲食物、生活用具、設備は用意されていません。常日頃から災害に備えて必要なものは自分で準備しておきましょう」とありました。更にその下段には、「自己完結防災チャレンジキャンプ」の広告がありました。災害が起きたら、行政の公的な支援は期待しないで下さい。自己責任で全て自分の力でのりきって自己完結してください、といわんばかりにです。

強大な自然災害に対して、自分では身を守れない高齢者も多く、障害者もいるのに、自分の身は自分で守るのが当然だと言い放つ行政の姿勢は、以前、防災に関して町長が「町民の命と暮らしを守るのは行政の使命である」と言われたことと大きく乖離していると言わざるをえません。行政は、町民の命と暮らしを守るために何をすべきかという真摯な問いと思考に基づく対策を「自分の身は自分で守るのが基本」と声高に呼びかけることで、鈍らせ、行政の怠慢を招いているのではないかと危惧しますがどうですか。

- 総務課長 まず最初にお話をしたいのは、災害が起きたときの初動、これは町民自ら自分が自分の身を守るという、そういう意識を持っていただきたい、そういう思いでそういう表現をしております。ですが、例えば長期に渡り生活ができなくなったような避難所運営、避難所を開設する、そういった場合の避難所については行政のほうで面倒をみることとなります。今おっしゃっているような、緊急的に、一夜、自宅が危険だから避難をしてもらおうということについては、自らの責任をもって自ら自分の身を守っていただきたいという思いであります。そのときに関しては、食料、毛布等は御自身で用意をして、一時的に避難をいただく、そういうつもりであります。で、長期に渡り、避難が必要になった場合につきましては、行政のほうで備蓄食料等がありますのでそちらを活用しながら対応をしていく、そういう流れになります。そういう流れを前提に、今町民の方にはお願いをしております。

以上です。

- 11 加藤 説明をしていただければと思います。避難所には何もありません。多くの場合、大規模災害が起こるときの避難者は着の身着のままです。実際に土砂災害があった場所に行っても、それは全て完璧に揃えてというのは無理な話だと思います。そうした意味で、町民が安心できる情報がぜひ欲しいなど、私個人としては思います。ただ、仮に避難指示が出て土砂災害が起こって、人的な損害が出たというふうなときに、避難所はどうなっていたんだと問われたときに、「避難所は開設しておりませんでした、自主防災会に開いてくれと頼んでおいたけれども開きませんでした」というのは、私は言い訳にならないだろう。全町避難指示が出

たという以上は、その対応を町は先ほど時間差があると言われましたが、天気予報は地震などと違い予測可能な災害です。したがって、予備的にそういう準備が可能である災害ではないかと思えます。時間的に遅くなっちゃうからやりませんでしたというのは通らないのではないかと私は思います。ぜひ一考願えたらと思います。答弁はいりません。

以上です。

議長 関連でありましたので許可をいたしました。この後にまた災害につきます人的支援等の質問がございますので、通告外の内容につきましては、簡潔な質問で今後押さえていただきたいと。関連でありましたので、取り上げましたけれども、通告は工事における内容等と対応と受け止めておりますので、以降、御配慮を願いたいと思います。

これで加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 質問を始めます。

質問通告1「コロナ感染緊急事態重点措置について」であります。この質問については、ただいま同僚議員が同趣旨の質問を行い答弁がありました。また、後ほど同じく同僚議員がこの問題について取り上げていただけたと思いますので、私は省略をします。先ほどの答弁に、もし付け加えたいことがありましたら、お願いをします。

質問通告2「大雨による土砂災害防止について」質問をします。

気候変動による記録的な大雨は、全国各地に経験したことのない、思いもかけない大災害をもたらしています。今年の夏も、大雨特別警報や「緊急安全確保」の指示が頻繁に出され、洪水・土石流が起り、多数の死者や行方不明者、大きな被害をもたらされています。豪雨水害では最大の被害額、1兆1,580億円となった2018年の西日本豪雨、千曲川や阿武隈川の堤防が決壊した2019年の台風19号、球磨川水系での大洪水が起きた2020年の熊本豪雨など、「何十年に一度」とされる豪雨災害が毎年発生しています。

こうした想定外の大災害が設楽町だけにはやってこないと考えるのは現実的ではありません。これから秋雨前線の活発化、台風襲来の季節になりますが、いまから災害に備え、万全を期すようにしなければなりません。

1 静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、大きな被害が出ました。土石流の要因については、起点部分の盛り土が甚大な被害を招いた可能性のあることが濃厚になっています。さらに、この盛り土には、排水設備の未設置、プラスチック廃棄物の混入などの問題点が指摘されています。

①熱海の盛土による災害の教訓に学んで、町内の盛土について、住宅地域であるとないとを問わず、それを把握する予定はありますか。

②また、熱海の土石流被害を契機として、国交省は宅地以外の山林等の全国的な盛土の状況把握をするために、作成時期の異なるデジタル地図を比較して危険個所を抽出しようとしています。町内に該当する地点が出た場合、災害防止の観点から町としてどういう対応になるのでしょうか。

③盛土といえば、先ほども質問がありましたが、ダム事業やダム関連事業でたくさん盛土が作られています。これらは、がけ崩れ、出水などによる災害を防止するために、擁壁や排水設備の設置などを定めている技術水準をクリアしていると思いますが、そのことは確認していますか。確認しているようではありますが、もう1回明確にお願いします。そして、必要となれば盛土材料を含め造成記録の開示を求めることはできるのでしょうか。

先ほどの答弁で、ある程度この質問には回答があったように思いますが、付け加えて質問をしますと、山村都市交流拠点施設の盛土について伺います。山村都市交流拠点施設は土捨て場跡地の用地に造成されますが、盛土はどの程度になるかお尋ねします。面積と積み上げる高さ、容量のおよそはどうでしょうか。参考に、熱海の土砂災害で崩落した盛土の容量は何万トンであったのか、お答えください。

2 災害級の大雨によって、九州地方はじめ全国的に土砂崩れや川の氾濫などが発生しています。当町においても、大雨への嚴重な警戒が必要であり、住民に地域の危険個所を周知徹底し早期避難を促すことや、高齢者世帯の避難支援など、町民の命を守る取組みが強く求められます。

①土砂災害防止法の一部改正（平成29年6月）で、要配慮者の利用施設における避難確保計画策定と避難訓練の実施が義務付けされましたが、町内の施設における策定・実施はどのような状況でしょうか。また、これらの施設の砂防関係施設の整備状況はどうでしょうか。

②県の警戒区域調査結果が今年6月に公表されましたが、当町の警戒区域ならびに特別警戒区域の指定はどのようになりましたか。区域追加により指定箇所は何か所になりましたか。今回の発表で「基礎調査」と「区域指定」はすべて完了したことになるのでしょうか。

また、公表された土砂災害警戒区域の町民への周知徹底はどのように進めますか。

③県の急傾斜地対策事業の進捗状況はどうですか。事業促進を県に強く要望し、予算拡充を強く働きかける必要はないでしょうか。

④県が行う急傾斜地の防災対策事業を除き、民有地の土砂災害対策工事に対する助成制度は当町にはありませんが、県事業の対象からはずれた民有地の土砂崩れ対策として、「擁壁、吹付、樹木伐採などの防災工事」、それから「崩れた土砂の撤去工事」「土地の変形抑制工事」などに町独自の助成制度を創設する考えはないでしょうか。以上お答えいただけますか。

次に、質問通告3「国産材利用促進への支援について」です。

「東海木材サテライト名倉」の撤退という、当町にとっては残念なニュースがある中で、一方では新たな林業情勢が進行しています。

米国でコロナ禍による住宅着工戸数が急増し、中国でもコロナ禍からの経済回復に伴う木材需要が拡大するなど、世界的な需要拡大の動きが出ており、輸入木材の価格が上昇しています。その流れで、国産材の引き合いも強くなっており、建築業界などから安定的な供給が要請されています。

木材価格が高騰したまま推移するのはそう長期間に及ばないという観測があります。林業関係者の間でも、高騰したままではなく、林業経営が健全に成り立つような適正価格に落ち着いてくれたらいいのにといい声が聞かれます。国内の木材自給率は約38%、6割を輸入に依存しています。そうした中で、今の林業情勢は「国産材へシフトをしていく契機でもある」との指摘は私は当たっているように思います。

そこで、以下、質問します。

①「東海木材相互市場サテライト名倉」の撤退はどのような事情によるのか、経過を含め説明してください。また、今後の事後策については、どのように考えているのでしょうか。

②世界的な木材不足（ウッドショック）と木材価格が高騰していることは住宅建設などで資材確保に困難を生んでいます。一方では国産材に注目が集まっています。国産材の引き合いに対して、技術者不足により伐採作業や出材を急激に増やすことや、乾燥などの木材加工の処理能力を引き上げることは、そう簡単ではなく、ウッドショックも一時的ともなれば、「下手な投資・増産はできない」と、需要増に対する供給側の対応も難しいというのが現状です。しかし、一概にチャンスとはいえませんが、輸入木材依存から国産木材への切替えが強く要望されており、それらへシフトしていく政策転換が展望されます。現在の林業情勢を、町の林業振興の観点からどう捉えているかお答えください。

③これまで公共建築物を対象に国産木材の利用が促進されてきましたが、それを民間建築物にも広げる「改正木材利用促進法」が6月に成立しました。この法律はまた、造林、保育、伐採、木材利用後の造林という循環が、持続的に行われなければならないとしています。いわゆる、循環型林業により長期的な視点に立った林業本来の姿が目指されているものと思われま。

この法改正と木材価格高騰・木材需給ひっ迫の現情勢に見合う林業振興戦略を構築するときだと考えますが、「設楽町第2次森づくり基本計画」などを発展的に検討する用意はありますか。

④今日、国産材の普及のための技術開発、国産材の安定的な供給、山元への利益確保、伐採後の再生林の促進、林業の人材育成などへの支援がいよいよ必要に思いますが、新たな林業振興策はどのようにあるべきと考えますか。

町は、森林環境譲与税を使って、間伐材搬出に対する補助、作業道開設、森林境界明確化、循環型林業推進などの事業に助成をおこなってきました。愛知県の

あるグループは、今後優先的に取り組む重点事項を3つ挙げています。①航空レーザ計測を活用して、木材生産に適した森林を明確化していくこと、②数十年から100年先の将来の森と林業の姿を明らかにし、中長期の目標を示すこと、③高密度・恒久的な路網の整備を進めていくこと、などです。この当否は別にして、町としてはこれまでの施策を見直して充実強化する新たな具体的案を持つべきではないでしょうか。そういうものがもしあれば、ここで明示していただきたいと思います。

最後に、質問通告4「山村都市交流拠点施設について」であります。

この質問は、先の6月議会に向け通告しましたが、質問取下げの申合せによって実施に至らなかったもので、改めて団体意思が決定される当議会の場で質問するものです。

先に、下流域市で構成されるこの施設の検討委員会による期成同盟会の構想案が全協で示されました。そして、交流拠点施設の設備運営主体には、東三河広域連合が担う案が提案されています。今後、上流、下流域の市町村によって費用負担合意や基本計画の樹立、広域連合規約の改正などが行われようとしています。そこで、町は、以下の点をどのように考え行動するかお尋ねします。

①建設同意に係る確約事項で明記された交流施設の整備方針、読み上げますと、「子供たちの自然体験学習をはじめ、ダム湖を訪れる多くの人々が年齢を問わず幅広い分野で利用でき、上下流交流を通してそれぞれの住民の福利に貢献できる施設とすることを基本に、滞在・滞留できる施設を想定し整備する」ことは、あくまで追求し堅持していきますか。「滞在・滞留できる施設」とは、具体的には「宿泊施設」であるとの認識は貫きますか。

②施設の整備費はもとより、維持管理・運営費について、下流域市が負担するよう求めるべきと思いますが、どういう認識ですか。

③広域連合に管理が移ったとしても、下流市負担は継続されるのは当然です。整備・維持管理費が地方創生交付金を財源にしても、「補助残は5市の拠出による」との誓約を取り付けておくべきではないでしょうか。

④維持管理費の下流市負担が予期せぬ少額となり、町負担が多くなった場合、町財政に影響し町財政をひっ迫させます。下流市負担や「施設整備の効果」——イコール、宿泊施設であります。が期待できない場合は、この事業の進展はないと考えてよろしいのでしょうか。

以上、お答えください。第1回目の質問をこれまでとします。

町民課長 コロナ対策関係で、追加で答弁する内容はあります。8月26日に開催しました、第23回設楽町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定し、翌日議員各位に紙ベースで配布した緊急事態措置の具体的内容のとおりです。

以上です。

建設課長 それでは、建設課から、「大雨による土砂災害防止について」お答えをします。

まず、最初の「盛土の把握の予定」についてお答えします。

建設課所管の盛土については、現在、先ほどもお答えをいたしました。建設課で実施しております月2回の道路パトロールの中で現状の盛土の状態も確認しながら、危険箇所も含めた盛土の把握に努めていきたいと考えております。また次の質問にもございますが、国交省が実施している全国的な盛土調査の結果も、把握の材料にしていきたいと考えております。また、次の質問にはございますが、国交省が実施している全国盛土調査の結果も把握の材料にしていきたいと考えております。

次に、2つ目の質問の、「盛土の危険箇所に該当する地点が出た場合の対応」についてお答えします。

現在、国が崩壊リスクのある盛土の全国点検の調査と、盛土の崩壊を防ぐための国土交通省・環境省・林野庁などで作る連絡会議を設置して検討を進めると聞いております。点検の結果を早ければ年内にも取りまとめ、その後、盛土の崩壊による被害防止の対策や土地の利用規制の必要性などの論議を進める予定だそうです。

町内に該当する箇所が発生した場合には、当然、町としても対策を講じていく必要が生じますが、現時点では、場所・規模等の詳細な情報等々が具体的なものがございませんので、具体的には申し上げられませんが、今後の国の連絡会議での結果を踏まえて、関係部署との連携を取りながら、町としての対応を検討していきたいと考えております。

次に、「県の警戒区域調査結果」等々についてお答えをいたします。

「土砂災害警戒区域」についてお答えします。

……失礼しました。

企画ダム対策課長 田中議員御質問の、1の③のところについて、企画ダム対策課のほうでお答えさせていただきます。

先ほどの加藤議員の質問の中で、盛土に関する事項について説明したところなのですが、田中議員の質問についても、類似した質問となりましたけれども、国・県から確認をさせていただきましたので、回答させていただきます。

始めに国からの確認内容について報告します。

盛土の技術基準につきましては、国土交通省の「道路土工-盛土工指針」がありまして、この指針に基づきまして必要な地質調査を実施し、地山及び盛土材料の地質性状の確認、盛土の安定性の確認、地下水や湧水の処理、雨水の排水処理などを検討したうえで盛土を行っているところであります。

次に、県からの確認した内容について報告します。

ダム関連事業では、切土量と盛土量のバランスを考慮し、発生する土砂は極力、工事内、工事間で流用するよう努めておりますが、地形的な要因等により、どうしても工事残土が発生するケースも生じています。流用土により道路の盛土を行う場合は土質を確認し、各種基準に従い、適切な設計及び施工を行って、安全な

構造物を築造しております。やむを得ず工事残土を民有地に埋め立てるなどの処分を行う場合には、関係する法令に基づく諸手続き、対策を行って適正な残土処分先で、工事完了時に処理された土量が分かるような集計表や処分写真を提出させ、適正な残土の処分がされるように努めております。ということでありませう。

最後の質問の、盛土材料を含め造成記録の開示を求めることができるかとの御質問ですが、国、県、町とも開示請求により、確認ができます。なお、開示請求に必要な手続は、各関係機関にお尋ねいただきたい、ということでありませう。

そして、先ほど、田中議員のほうから追加で質問になりました、山村都市交流拠点施設についての盛土の量はどの程度かということでありませうが。山村都市交流拠点施設、シウキの所に計画をしているところですが、用地面積は5.9ヘクタール。そして盛土量につきましては、来年度以降、基本計画の中でこの山村都市交流拠点施設をどのような形で使っていくかによって、真っ平らにするのか、少し段をつけるのか、そういう形で少し盛土量は変わってきますが、仮に今北側に作った林道水呑場線、あの道路高さ並みに盛土をすると想定すると、80万から90万立方メートル、90万トンの土量をあそこに盛土をすると聞いております。

以上であります。

総務課長 2点目のうち、総務課から、①要配慮者利用施設における避難確保計画策定と訓練実施状況について、お答えさせていただきます。

施設管理者は、平常時から災害時の避難訓練を行い、入居者の安全を確保する必要があります。平成29年6月の土砂災害防止法改正では、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成、訓練実施が義務となりました。町内で対象となる施設としては、愛厚ホーム設楽苑、グループホーム設楽名倉の家、津具小学校、津具中学校の4施設が対象です。すべての施設で避難確保計画が作成され、訓練も行っております。訓練を通して問題点を改善し、迅速な避難行動が執れるように努めていただきたいと思います。

それに関連しまして、砂防関係施設の件ですけれども、これにつきましては、今のところ整備の予定というのは聞いておりませう。ですが、要望はしてまいりたいと思います。

以上です。

建設課長 それでは、「県の警戒区域調査結果」等々についてのお話をさせていただきます。

「土砂災害警戒区域」ですが、愛知県では令和元年度までに町内の基礎調査が終了して、令和2年2月8日に基礎調査の結果公表、そして令和2年9月12日の住民説明会を経て区域指定がされました。

今回の指定では、前回は平成30年6月なのですが、ここと比較をしまして、土砂災害警戒区域で77か所の追加により508か所となりました。またそのうちの土砂災害特別警戒区域は61か所追加されて455か所となりました。今回の追加の特徴は、町内で全体的に追加されていますが、特に田口地区及びその周辺地

区の追加が多くなっております。

また今後の愛知県の予定ですが、令和元年度の基礎調査及び令和2年度の指定を1巡目として、令和3年度から令和7年度までを2巡目と考えています。2巡目では、それまでに指定した箇所と、新たな箇所の調査・追加を実施する計画となっており、今後の判定結果によっては区域指定が追加される可能性もあります。

周知につきましては、愛知県のホームページで確認ができますが、今年度に総務課で町民向けのハザードマップを作成しており、その中に更新された土砂災害警戒区域の情報が盛り込まれております。本年の12月までに納品予定となっておりますので、年を越した1月より各世帯に配布をして、住民周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、「急傾斜地対策事業」についてお答えします。

愛知県による急傾斜地崩壊対策事業を実施するために、急傾斜地崩壊危険区域に指定する必要がありますが、設楽町内には指定された区域が261か所あります。そのうち、特に対策が必要とされる「人家5戸以上もしくは官公署・要援護者利用施設があり、かつ勾配が30度以上で高さが5メートル以上の急傾斜地」に該当する要対策箇所が58か所あります。

愛知県ではこの要対策箇所を急傾斜地事業として実施しておりますが、指定された58か所のうち、21か所が対策済みとなっており、整備率は36.2%となっております。

今年度は田内・権化地区の急傾斜地工事が完了予定となっております。また令和2年度より田口地区の整備のため地質調査・詳細設計を実施して、本年度は国との構造協議を経たのちに用地調査・物件調査を実施する予定となっております。令和4年度には、物件補償の手続きをいたしまして、令和5年度から工事着手をすることとなっております。田峯・鍛冶沢地区に関しましては、令和2年度に緊急改築工事を行いまして、今年度は通常対策工事を実施いたします。

県の急傾斜地工事は予算の関係もあり、対策に関しては良い進捗率ではありませんが、実際に危険な箇所と指定された場所で生活をする住民の方がいますので、町としましては、県に対して粘り強く事業促進を要望していきたくと考えております。

次に、「民有地の土砂災害対策工事に対する助成制度」についてお答えします。

大雨等による災害が発生した場合、災害の規模により国・県の対応が考えられますが、原則、町が対応することになります。崩れた土砂の撤去工事については、様々な状況に応じて町が消防団やボランティアなどの協力も得ながら土砂除去を行うこともあります。生命にかかわるような緊急を要する場合などの土砂撤去費用につきましては、町が負担をいたします。

なお自宅が自然災害等により甚大な被害を受けた場合には、国・県・町の被災者生活再建支援制度がございます。国の適用条件を満たさなかった場合には、県

と町がそれぞれ2分の1ずつ出して支援をするという2段階の支援制度となっております。被災世帯数によって、どの制度に適用されるかが決定しますが、同じ支援内容となっており、例えば家屋全壊の場合は基本支援金が100万円となっております。

次に、「擁壁、吹付、樹木伐採などの防災工事」等の助成につきましては、全国に先がけて助成制度を設けている市町村もございますが、例えば、鎌倉市のように平地の割合が多い市町村が創設をしております。

設楽町の場合は、山間地であるために防災のための擁壁の規模が平地より大きくなったり、また広範囲にわたり伐採する必要があるなど、費用全体がより高額になる傾向があります。仮にこれは鎌倉市の擁壁の場合ですが、「工事費の2分の1で限度額が500万円の補助」というような助成制度を設けても、設楽町では個人の負担もかなりのものになり、個人が負担するには現実的ではない金額となってしまうことが予想されます。

大規模な防災対策となると、先ほどの急傾斜工事や治山工事となりますので、前の質問にもありましたが、県と調整をしながら事業促進を粘り強く要望していきたいと考えております。

建設課からは以上です。

産業課長 それでは、①の「東海木材相互市場サテライト名倉」の撤退について」という御質問ですが。大変申し訳ありませんが、議員の質問にあった「東海木材相互市場サテライト名倉」につきましては、撤退ということは聞いておりませんのでお答えすることはできません。

②の「林業情勢を町の林業振興の観点からどう捉えますか」という件ですが。基本的には国策で行うことだと思っておりますが、町の林業振興の観点からお答えさせていただきます。

林業あいち8月号に掲載されています、令和3年6月10日の三河材流通加工センターの市況（素材）によりますと、長さが4メートルで、末口径が24センチメートル～28センチメートルのスギの中値が1立方メートル当たり16,000円、同じく、長さが4m、末口径が24センチメートル～28センチメートルのヒノキの中値が1立方メートル当たり20,000円となっており、柱や土台等の製品価格の上昇に伴い、桧並材価格が大幅に上昇しているようです。外材製品の代替需要のため、国産材製品の値上がりが続いており、素材生産者である山側にとっては朗報といえます。

一方で、輸入材の価格上昇と連動するように、消費者が新築やリフォームを控え始めているという統計もあることから、今後の需給バランスによっては、木材価格が再び低減してしまう恐れもあります。

また、木材価格が多少なり上昇しても、国や県、町による補助金の上乗せがなければ、依然として森林所有者に利益が還元されないのが現状であり、その補助金にも限りがございます。

さらに、林業従事者の高齢化や人材減少が続いている中、たとえ新規就労者を確保できたとしても、安全かつ効率的な森林施業の知識・技能を習得するには、相応の経験が必要になることから、早急に生産能力を上げることは困難であると考えます。

このようなことから、輸入木材依存から国産木材への切り替えの政策転換につきましては、国策レベルでの展開に期待しますとともに、町としましては、木材の品薄・価格高騰に左右されることなく、引き続き国や県による補助金を活用しながら、木材の安定的な流通・生産体制の構築を目指します。

③「林業振興戦略を構築すべきだと考えますが、検討の用意はありますか」というところになります。

今回の木材利用促進法の改正により、木材の利用を促進する主な対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、新たな目的として脱炭素社会の実現が追加され、その一環として、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全、及び強化が十分計られることを旨として行わなければならないものとする、基本理念が新設されました。

町としましては、森林環境譲与税を活用して新たに令和3年度から、主伐時における末木枝条の集材・再造林・獣害対策を対象とした、循環型林業推進事業として、ヘクタール当り30万円を設楽森林組合に補助しています。なお、3月から9月までは伐採の時期ではありませんので、現在まで対象となっている例はありません。

また、町の林業振興戦略としましては、森林環境譲与税を活用して令和2年3月に策定しました、第2次設楽町森づくり基本計画がございます。ウッドショックの影響を見込むことはできておりませんが、先ほど述べましたとおり、木材の品薄・価格高騰に左右されることなく、確実に森林所有者の収入になるよう、今後もこの計画に掲げる施策を森林所有者や関係機関と着実に推進していくことで、木材の安定的な流通・生産体制の構築を目指します。

続いて、④「新たな林業振興策、具体的施策があれば明示してください」の回答です。

町としましては、さきほど述べましたとおり、今後も第2次設楽町森づくり基本計画に掲げる施策を森林所有者や関係機関と着実に推進していくために、過度に補助金に依存しない程度に支援を図っていきます。

また、新たな林業振興の具体的施策としましては、効率的かつ安定的な林業経営等を継続的することを目的に、森林環境譲与税を活用して、伐採や枝払い、玉切り、集材など、森林での木材生産の行程を複数処理することができる、高性能林業機械の導入支援を図るべく、関係機関と検討を進めてまいります。

以上で、産業課のほうからは終わります。

企画ダム対策課長 最後に、山村都市交流拠点施設についての質問にお答えさせていただくのですが、先ほどの最後にありました熱海の土石流に関しては、マスコミ

等の情報ですが、盛土量は74,000立方メートル、そのうちの約73%の54,000立方メートルが崩落したということで情報が入っています。

それでは、山村都市交流拠点施設について説明させていただきます。

①「ダム建設同意に係る確約事項で明記された交流施設の整備方針で、これに書いてある内容について、追求し堅持していきますか。「滞在・滞留できる施設」とは具体的に「宿泊施設」であるとの認識は貫きますか」との問いに対しまして、先日の議会全員協議会の際にお答えさせていただきましたが、補足を加えてお答えさせていただきますと思います。

まず、基本構想には、施設整備の一例としてキャンプやグランピングなどを記載し、確約事項にある「滞在・滞留ができる施設」を反映したものとして表現しております。ここで言う「滞在・滞留ができる施設」とは、日帰り利用に限定されず、宿泊機能を持つことにより長時間の滞在が可能になる施設という意味であると理解しております。

また、山村都市交流拠点施設は、基本構想の中で施設の目指すべき姿として「地域の魅力をつなぎ、設楽町・東三河を輝かせる施設」を掲げ、地域経済と社会の活性化に寄与することが求められております。

町といたしましても、そうした目指すべき姿の実現には、宿泊機能の整備による滞在人数・滞在時間の増加が欠かせないと認識しているところであり、そうした機能を持つ施設の整備を求めています。

しかしながら、宿泊機能がある施設のイメージは、いわゆるビジネスホテルとか、先ほど申したキャンプ・グランピング、またはコテージやログハウスなど様々であります。このような様々な施設形態がある中で、来年度に策定する基本計画において、具体的な施設の用途やコンセプト、又は管理運営体制等を考慮しながら、それに最も適した施設の機能に形状が決定していくこととなります。

②の、「施設の整備はもとより、維持管理・運営費についても、下流域市が負担するよう求めるべきと思いますが、どういう認識ですか」という質問ですが。

令和3年5月28日に「山村都市交流拠点施設の整備運営のあり方に関する合意書」が東三河8市町村長の間で締結され、合意事項の中には「運営費用については、原則豊川下流域5市の負担とすること」記載され、運営費の負担に対する認識（方向性）の統一が図られました。

また、今後の検討を進める中で、例えば北設3町村が有益と判断するものがある場合など各市町村の施設への関与形態によっては、8市町村の協議により負担を検討する場合も生じるかもしれません。

③の、「広域連合に管理が移ったとしても、下流市負担は継続されるのは当然です。整備・維持管理費が地方創生交付金を財源にしても、「補助残は5市の拠出による」との保証を取り付けておくべきではないでしょうか」という質問に対しまして。

先ほどの説明にありました「合意書」の締結によって、整備も管理運営費を含

む運営費は下流5市の負担となります。また、今後、各町村議会へ東三河広域連合の規約改正の審議をお願いするにあたり、本事業に係る事務分掌の追加とともに、構成市町村の負担割合についても定められますので、改めて下流5市に対し確約を求めることは不要と考えております。

最後に、④「維持管理費の下流負担が予期せぬ少額となり、町負担が多くなった場合、町財政に影響し、町財政をひっ迫させます。下流市負担や「施設整備の効果」が期待できない場合は、この事業の進展はないと考えてよろしいでしょうか」という質問に対しましては、維持管理費を含む運営費の負担は、下流5市が負担します。よって、下流5市の負担が何らかの要因によって減った場合、相対的にその減った部分に対する設楽町の負担が増え、町財政に影響を与えることは想定はしておりません。

一方、「施設整備の効果」への考え方は、ニーズや時代の変化を捉えて見直しを図るなど、来訪者を飽きさせない工夫が容易な施設とすることや、経営的な視点を導入し、公共施設運営に収益事業を加え収入源を確保した上で、その収入を施設の維持やサービス財源として利活用するなど、過度な負担とならないように基本計画に反映し、持続的な施設運営が考慮されていくものと考えております。

企画ダム対策課からの説明は以上であります。

10 田中 2点ほどお聞きしたいと思っておりますが、もし時間が余れば町長にも林業振興あたりについての御見解をお聞きしたいと思っております。

まず1つは、技術水準に基づいて町内の盛土、特にダム関連の盛土はやっているから大丈夫だということですが。盛土に擁壁をする必要があるのは高さ何メートルからでしょうか。

建設課長 すみません、もう一度質問のほうよろしくお願いいいたします。

10 田中 盛土について、技術水準が適用されていますと、だから大丈夫ですというお答えがありました。で、その盛土の技術基準で一つ擁壁をやらなければいけないという条件があるのですが、その擁壁をしなければならぬ盛土の高さというのは何メートル以上でしょう。

建設課長 そこについては、特に高さの基準はなくて、安定性、地盤の安定性だとか、そういったところから盛土を作るとか、作らないとか、そういった判断になります。

10 田中 それは、切土の話だと思うのですけれども、盛土は、2メートル以上は擁壁をしなければいけないと私は理解しておりますが。

もう1つ、その交流拠点施設の盛土です。これ80万トンから90万トンと言われました。私の計算でいうと、熱海の崩壊した盛土部分は6.4万トンですから、熱海の崩れた土石流の14~15倍位の盛土をするのが交流拠点施設になるんですね。7万トンと言われましたが、それでも10倍以上のものがあそこに造られるわけですから、よっぽど注意をして造成やらを。それで、疑えるようなことがありましたらすぐ資料や状況を開示するように求めていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 造成につきましては、国土交通省自らが施工するものでありますので、基準に基づいて、そうした熱海のような崩落のないよう施工をすることと
思っておりますし、これからも、国に対しては、その辺の盛土の仕方については
確認をしていきたいと思っております。

10 田中 交流拠点施設の盛土については、設楽町だけでなく下流市も大変注目して
いるというか、心配をしているものですから、そこら辺は安心してもらえるよう
に、情報発進も含めて要望をしていったらいいと思うんですね。

それから最後ですが、名倉のサテライトですが、私の事実誤認なのでしょうか。
実状はどうか、お知らせ下さい。

産業課長 「東海木材相互市場サテライト名倉」については、撤退はしないと聞いて
おります。多分田中議員が質問されたことは、「エコワールド名倉 名古屋港木
材倉庫株式会社」が撤退するという話からその話が出たのではないのでしょうか。
そうすると、間借りされているところが撤退することなので、基本的には、
サテライト名倉については撤退はしないという話ですので御承知お願いしたい
と思います。

10 田中 そうすると、設楽町の林業戦略からいうと、あまり影響はないという理解で
よろしいでしょうか。

産業課長 現在、名港さんに出されている方がかなり少ない量しか出ておりませんの
で、影響がないとは言えませんが、少ないということになると思います。

10 田中 以上で、質問を終わります。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午後10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6番金田文子君の質問を許します。

6 金田(文) 6番金田文子です。2項目質問通告をしています。

1「ふるさと納税制度の活かし方を問う」。2「新型コロナ対策の今後——令
和3年秋以降を問う」という2項目を通告しています。

同僚議員の質問等にもありましたので、先にコロナ感染対策のことについて質
問をいたします。

「新型コロナ対策の今後を問う」と通告をいたしました。コロナ対策につい
ては、同僚議員の質問に対する答弁がありましたので、重なる部分は割愛して
いただいて結構です。

通告の時点では、設楽町に7例目の感染発表があり、事態の更なる悪化を心配

しましたが、広がることなく9月を迎えることができ安堵しております。

愛知県緊急事態宣言措置に準じて、「緊急事態措置の具体的内容」を明らかにされました。また、町のホームページには「緊急事態宣言」に伴う、町民への強い要請が発出されています。さらに、紙ベースでは、「新型コロナウイルス感染症についてNo. 5」というチラシが各戸に配布され——まだ回覧で回っているところがあるかもしれませんが、配布されました。これらの情報提供により、現況の対策のあらましが分かりました。

今後の対策について回答をお願いしたいのですが、特に感染者等、個人への支援について。

それから、公表された情報について、紙ベースのお知らせに、「集団接種、医療機関での個別接種はいったん終了したが相談のある方はコールセンターへ連絡するように」とありました。住民票が他市町村にある方で、当町での接種希望がある場合についてお尋ねしたいと思います。都市部での感染を恐れて、里帰りしている妊婦さんの予防接種は当町でできますか。また、毎日通勤している方で、居住地域の接種が遅れている方の希望はかなえられますか。ワクチンにゆとりがあるなら、町内へ感染を持ち込まないための水際対策として実施してもよいかなと考えますがいかがですか。

それから、学校での対策のところに、オンライン学習の活用が挙げられています。近隣市町では夏休み中にオンライン学習を試して、学校クラスターの発生に備えているところがありますが、設楽町では、オンライン学習もできるように準備完了されたのでしょうか。最近では、1人でも感染者が出た場合は学級閉鎖との指針が出ているようですので伺います。6月の調査の時点では、タブレットの使用についての保護者への同意書をもらいましたという学校と、そんなの全然見えていないという学校の保護者の方がありましたので、この点を確認させていただきます。

1の「ふるさと納税制度の活かし方を問う」のほうを質問します。資料1-1「ふるさと納税事業」は、令和2年度決算成果報告書91ページです。ふるさと納税による設楽町への寄付金額は、予算時の想定額1,000万円を大きく超え、およそ1,500万円の寄付をいただき、寄付金額、寄付者数とも1.5倍近く増加しました。寄付をしてくださった皆様に感謝するとともに、返礼品に協力して下さる地元事業者の皆様に大いに感謝するところであります。

7月30日発表の総務省による「現況調査結果」の「ふるさと納税受入額及び受入件数の推移」から、ふるさと納税の増加は全国的な傾向とみられます。同調査の参考資料「受入額の多い20団体」の中には、小規模自治体も含まれており、それら自治体はいずれも人口減少、高齢化率上昇など、設楽町と同じ社会課題を抱えています。よって、工夫次第では設楽町にも更なる増収のチャンスはありと考えられ、ふるさと納税の取組の点検の必要を感じます。

そこで、以下の項目について、設楽町のふるさと納税の現状分析と今後の方向

性を問います。

1) 設楽町のふるさと納税事業の位置付けは、重点化事項か。

決算成果報告書 18 ページの歳入の(1)ーイ前年度比較の伸び率の大きいものを見ると、町の施策レベルで増やせるものは「ふるさと納税」と考えられます。力を入れて取り組む価値のあるものではありませんか。

2) 設楽町のふるさと納税について、より多くの人々に関心を持ってもらい認知度を高めるために試行することは何ですか。

ふるさと納税が盛んに行われる時期は9月から年末にかけてだと聞きます。本年度の実績を上げるチャンスが来ているのですが、具体的にどんなことに力を注ごうとしているのですか。

3) より魅力ある返礼品を創出するためにどんなことを行うか。

現況では、人気商品に大きな偏りがあります。返礼品を供給していただく事業者様に大きな負担をお願いすることになり、限りがあると考えられます。既に協力いただいている20事業者様の返礼品の魅力度を上げることや、魅力ある新たな返礼品を創出することが大切です。それは地場産業を育て強くすることにつながります。そのために何をしたいと考えていますか。

4) ふるさと納税事業の取組体制の強化のためにどうするか。

職員のキャリア——職業とか技能上の経験をアップするには、財政課の担当だけで頑張っても新しい価値を生み出すことはなかなか困難です。ふるさと納税事業の改善プロジェクトを遂行するには、チームで取り組むことが適切だと考えますが、柔軟にプロジェクトチームを組むことが可能になっていますか。

以上、1回目の質問を終わります。

財政課 それでは、金田文子議員の通告に基づいて、「ふるさと納税制度の活かし方を問う」というところから回答をいたします。

1番最初です。「ふるさと納税事業の位置付けは、重点事項か」ということですけれども。

議員のおっしゃるとおり、自主財源の少ない本町にとっては、この制度の有効活用により少しでも財源の確保を目指したいところですが、昨今の返礼品競争や大阪の泉佐野市の裁判等からこの制度の本来の趣旨である生まれ育ったふるさとへの恩返し、又は貢献したいということを考えると、ただ単に寄付額が増えればそれで良いのかという疑問があります。

設楽町と同規模の町村で何億もの寄付がある、何千万も寄付がある団体があることは承知しておりますけれども、税収を上回る寄付額、それが当たり前となる予算編成は、安定的な財源確保という点を考えると、この制度が未来永劫続くとは考えられませんので一抹の不安もあります。

また、返礼品ばかりがクローズアップされていますけれども、町としては環境共生、教育文化などの6項目の事業のための財源の一部として寄付をお願いしております。現実にはやはり返礼品が目的になっていると思わざるを得ませんが、町

の返礼品の大部分が飲食料品で、数量確保を含め、安定的な供給に耐えられるか不安な面もあることから、この財源はあくまで補助的なものという考えで進めております。

そうはいってもこの制度には財源確保の他、全国に設楽町をアピールするという側面もあり、ひいては町の振興、移住定住等に結びつくものと考えられますので、ウェイトととしては軽いものではないと考えますが、やはり決定的な返礼品が見いだせていないことから、今の段階では重点事項と考えるまでには至っておりません。

2番目です。「より多くの人々に関心を持ってもらい認知度を高めるために試行することは何か」ということで。

1つ、「試行」ということで、「試して行う」ことが書いてあるのですけれども、これがどういう意味なのか分かりかねますので、回答が正しいかわかりませんが、回答します。

これは毎年度のことです。特に9月から12月が年末になるということで申込みが多いということはわかっておりますけれども。毎年度のことで、この制度の周知は、町のホームページ並びに「さとふる」や「ふるさとチョイス」などのインターネットサイトで行っています。これらのサイトの充実、見やすさ、操作の仕方も重要と考えます。

町としては返礼品の充実及びその紹介に力を入れております。今年度は、掲載する写真の更新や充当事業の内容の充実を検討しております。さらに、寄付の方法もキャッシュレスが主流ですので、数年前からクレジットカードでの支払いを追加するなど、寄付者の利便性向上も図っております。

しかし、決め手となるのは、やはり返礼品です。そのため、返礼品の質の向上を図るとともに、新規の返礼品、これは、飲食料品を含め物品に限らず、体験とかイベント等への参加も考えられますので、各種事業の進展に合わせて検討を進めていきたいと考えます。また、町民からのアイデアの募集や町観光協会との連携も考えられますので、できることから進めていきたいと考えております。

3番目、「より魅力ある返礼品を創出するためにどんなことを行うか」ということなのですけれども。

2つめの質問の回答と重なりますけれども、現在の返礼品の質の向上を図るとともに、地域資源の中から、制度の条件をクリアし、かつ、効果的と思われるものの掘り起こしを進めていきたいと考えております。

既に返礼品を提供していただいている事業者の方へは、返礼品の見直しや新規開発をお願いすることはもちろん、個人法人を問わず、取り扱っている商品等の情報収集に努め、これはと思えるものがあれば積極的に働きかけ、魅力的な返礼品が増えるようにしていきたいと考えております。

併せて、今まで積極的ではなかったことの反省を含め、返礼品の募集についてもホームページなどを活用して行っていきたいと考えております。

最後です。「ふるさと納税事業の取り組み体制の強化のためにどうするか」ということですが、

やはり、決定打となるような返礼品を見いだすこと、それもゼロから作り上げるのではなく、地域の資源等からの掘り起こしを進めることにつきると考えます。従いまして、担当職員の返礼品拡充等に関する意識向上を図ることはもちろん、更なる情報収集及び他の市町村の返礼品及びそれらの紹介方法等の研究を進めていきたいと思っております。

そのほか、行政だけでは限界もありますので、この制度の周知徹底を図り、町民や事業者からの情報提供や協力をお願いしたいと思います。財政課だけでは、確かに厳しいところがあります。プロジェクトチームを作るといったことはありますけれども、現在はそこまで至っておりません。今後、まず返礼品をどうするかというところを含めつつ、財政課のほうでどうしていくかという考え方を練って、それから、可能であれば町内での検討組織を立ち上げていけるようにしていきたいと思っております。

終わりに、これはお願いになりますけれども、幅広い分野で活躍されております議員におかれましても、これはという返礼品の情報やアイデアがありましたら、ぜひとも情報提供など御協力をお願いいたします。

以上です。

町民課長 それでは、コロナ対策の今後についてお答えいたします。

今後想定されますのは、新城保健所管内で感染者が急増した場合、自宅療養者への支援の需要も増加することが予測されます。自宅療養者につきましては、毎日保健所のほうで健康観察を電話等により行っており、この中で生活支援の相談も受け付けております。

現在、設楽町では、新城保健所と連携して、感染者の生活支援体制、自宅療養から入院となった場合の移送支援体制を構築しております。感染者の支援については、基本的に保健所がその役割を担うこととなっておりますが、管内に感染者が急増した場合は、保健所だけでは到底十分な支援ができなくなることから、設楽町では、最初の感染者が確認された時点から、感染防止対策を施した専用車の確保、ワクチンの優先接種などによる対応職員の確保等をし、これに備えています。

今朝の報道によると、愛知県のほうで民間のタクシーとか、民間の救急車を委託し、これらの輸送の支援をするということになるそうですが、まだ保健所のほうから新城管内ではどうするといった連絡は入っておりませんので、当面は役場の協力によりこの業務を行うこととなると思っております。

また、愛知県では自宅療養者配食サービスとして、冷凍弁当・飲料を1食分として、1日3食分を自宅療養期間が終了するまで、希望する者に対して毎日提供する事業を行っております。さらに、自宅療養者への医療提供体制として、電話診療やオンライン診療を行う医療機関のリストアップを愛知県医師会に依頼し、

必要に応じて保健所があっせんする仕組みも構築しております。町としても、日用品や食料等の調達が困難となっているなどとして、保健所からの支援協力の要請があれば、物資の調達を含めて対応いたします。

今後は、ワクチン接種を2回接種した方でも、いわゆるブレイクスルー感染の可能性も十分あり得ることから、町内の感染者が短期間に急増した場合も想定し、保健所だけでなく、保健センター、町内医療機関、社会福祉協議会等との綿密な連携のもと、対応できる職員の育成や感染防止対策の強化・徹底を図り、コロナ弱者の支援体制の更なる構築を目指します。

感染拡大防止、感染者の重症化防止という観点で、ワクチン接種の徹底も大切です。現在、対象となる12歳以上全町民の9割ほどが接種済みとなりましたが、これから12歳の誕生日を迎える児童や、入院、仕事の都合で接種ができなかった方もいますので、期限である令和4年2月末までは接種事務を継続する必要があります。しかしながら今後は、接種希望者の人数が少なく、1バイアル単位(6人分)の接種人数を受け付けることが困難となるため、新城市が行う集団接種・個別接種に設楽町を加えていただくよう協議・調整し、その準備を進めています。

ほかに、3点ほど質問がありました。

他市町村の方、特に通勤とか通学で、住所地外の接種を受けたい場合どうするかということなのですが。教員とかは、もう対応をしました。通学の田口高校生も今対応します。通勤の方については、先の国勢調査の昼間の流入人口が設楽町は800人ほどいるんですね。それらの方々、通学とか、学校の先生方を除いても数百人になるので、今現在ワクチンの余りが、中学生とか田口高校生が打って、10月末くらいまでには150バイアルくらいしか余らないんですね。ほかの市町村も接種が大分加速していきまして、そういうことを考えると、いいよ、いいよで受け付けてしまうと、町内の3つの医療機関も通常業務ができなくなってしまうし、ただでさえも今まで無理を言って土日もなく接種をやっていただいておりますので、その辺は北部医療圏だとか東三河全体で考えるべきだと思います。

これまでも、介護で例えば名古屋市からこちらにみえていらっしゃる方だとか、県外から来ていて、どうしても帰るわけにはいかないのでも接種をしてくださいという方についてはかなりの人数を受け付けてやっていますが、今後のワクチンの状況をみると、なかなか全ての方にいいよ、いいよ、ということにはできないので、そこら辺は、また医療圏で調整をしていきたいと思っています。

それから、オンラインの学習については教育委員会さんが答えるべきだと思いますが、地方創生臨時交付金の事業としてやっています、ほぼ全て事業的には完了しています。あと残りは、今回補正で出させてもらっている北設広域のフィルタリングの関係、それをやれば、全てが完了するというところで、ハード自体の準備はできています。

以上です。

6 金田(文) 北設広域でやってくださるフィルタリング、ハード面についてはわかり

ました。先ほどちょっとお尋ねした、保護者の方のタブレットの取扱についての了承みたいな、約束事みたいなものが、6月の調査ですけど、配られた学校と配られていなかった学校があって、「そんなの知らないわ」という保護者の方もあったんですけど、その辺は保護者の皆さんが了承をしてくださって、万が一学級閉鎖のようなこと出てもおうちでも使える状態になっているのでしょうか。

教育課長 オンラインでの推進に向けて、整備に関しては、今町民課長の説明のとおりなのですが、議員の言われたことに関しましては、この3月、年度末までに方針を示して、同意書、という話は前にさせていただいたとおりです。

そのなかで、学校が各保護者に対応をしているということで、7校一つ一つに、あなたのところは送りましたか、送っていないですか、までの確認はしていませんが、皆さんがその必要性の中で、今後に向けてそういう準備をしているということでは全体の報告としては受けておりまして、それに取り組んでいると私は認識をしております。

今後の活用の中で、まずはそういうベースを踏まえた上で取組を、町内の

学校で、ここの規模でやれる範囲でやっていくという話で逐次話が調整、議論をしておりますので、そういう中で状況を見ていきたいと考えております。

6 金田(文) 設楽町のコロナ感染対策は、非常にスピーディーで、医療機関の方々と行政の連携がすごくうまくいっていて、高い摂取率を示して、よその町に対して自慢できるようなところですよ。今後もコロナとの闘いが続くと思われまので、ワクチン接種後も様々な分野の連携を一層強化されるようお願いしておきます。

今、教育委員会のお答えについてですが、もしかしたら学級閉鎖が出てしまうかもしれない状況が広がってきているということで、学校に任せておくのではなくて、一度確認というか指導をしていただいて、子供たちがもし、おうちで過ごさなくてはいけなくなった場合でも、先生方の授業が受けられるようにしていただけたらと思います。隣の町では、夏休み中に、もう練習していた地域もありましたので、そういうようなことをどんどんやっていかないと、うちの子たちだけ遅れてしまうというのは本当に申し訳ないことなので、今一度点検をよろしくお願いします。

それでは、コロナについては以上でお願いをしておいて終わります。

それでは、ふるさと納税のほうについて伺います。

課長さんがお答えくださったとおり、返礼品のことだとか、考えなければいけないこと、ホームページのPRとかについてもおっしゃったとおりなのですが、考えているだけでは、こうやって取り組んでいきます、というだけでは進まないと思いますので、具体的に伺いたいと思います。

ふるさと納税では、まず、一番最初の時代には「寄付金に対する還元」、つまり良いものをもらいたいということで、品物がすごくブランド化されている、例えば神戸牛とか松阪牛とか、宮崎や何かのほうの果物とか、そういうのは皆欲し

いので、もう商品が有名なのでどんどん来るわけですね。「寄付金に対する還元」の時代はそうでした。そうすると、還元だけでは沢山のブランド商品を持っている町、資源のある町しかチャンスが来ないわけです。最初から資源のない所は負けちゃうわけです。それから、いいものがあったても有名になっていない所は負けちゃって、ふるさと納税制度のうまい活用ができないわけです。

次のフェーズでは、「寄付金による応援」のフェーズが入ってきました。設楽町も早い段階で5項目だったか、6項目だったかの、資料も付けておきましたが、ふるさとチョイスに載っていた、こういうことに応援をしてくださいというところで、応援する事業を指定していただくというような応援のフェーズがありました。

さらに今は、先ほど課長の話にもありましたように、泉佐野市の総務省との裁判とかがあって、結局最終的には泉佐野市が勝ちました。工夫してやっていくところを潰すようなことはしないようになったと思います。ある程度金額とか、ちゃんと認められた商品とか商材でないといけないよ、ということは皆で守っているところですが。

今現在では、還元だけでもなく、応援だけでもなく、「還元プラス応援」のフェーズに入っていると言われていています。研究していて、これに一生懸命取り組んでいるところでは、「還元プラス応援」のフェーズに入っています。

さっき言ったように、還元だけでは多くのブランド商品を持っている所が最初から勝つから、例えば設楽町だったら最初から負けちゃう。応援では、何を応援し、寄付の成果が感じられなければ、1回こっきりで、ふるさとだから1回応援しようかと思っても、その成果が報告されないと、再び再投資ということが起こりません。

それから、「還元プラス応援」のフェーズに入りましたということで、実は、うちの町もポータルサイトとして利用しているふるさとチョイスを運営しているK社長さんとこの前お話をすることがありまして、その方とか、さっき出てきた泉佐野市のような先進自治体の担当局長さんから教えていただいたことですが、この「還元プラス応援」のフェーズをしっかり設計して、うまく活用して、自分のところの地場産業を育てていく、そういうところを狙っているのが資源のない所のやり方だそうです。そこをやらなくて、こうしたらいいと思う、ああしたらいいと思うと言っている段階だけではどうしようもないので、例えば、具体的に点検してみたいことを、私がこの1～2週間の調べられる範囲でやってみましたのでお話しします。

まず、ホームページにおける、ふるさと納税はわかりやすくなっていると思いますか。正直言って本当にわかりにくかったです。例えば、隣の東栄町との比較をしてみました。東栄町だとすぐに返礼品の一覧が出てきて、東栄町で返礼をしてもらえるものがワンクリックで見られました。応援事業の具体性はどのようなのでしょうか。今ふるさとチョイスを開くと載っている文章を資料で付けてありま

すが、あんなに細かく書いてあっても読めませんし、何が行われるのかあまりわからない。そういう具体性がないというのは、目を引くのかなと思いました。これは、ホームページの担当者と、ふるさと納税のことをPRする人が切れているとうまくいかないと思うので、例えば設楽町職員や、地域おこし協力隊員には、写真や文章などは非常に効果的に編集できる人材がいます。H隊員とかですね。そういう人たちに、もっと相談をできるような環境を、財政課の担当職員だけではなくて、そういう人たちと相談できるような環境——場と時間とといいますか、そういうものを副町長とか課長さんたちが設定してあげないと、考えている、こういうふうに検討する、こう思っている、と言っているだけでは一切進まないの一度考えてみてほしいと思います。

設楽町ホームページにおける「ふるさと納税」は分かりやすくなっていますか。どうお考えですか。

それから2番目、返礼品創出のために事業者様への支援はどうでしょうか。ほんのちょっと後押ししてもらえば助かるとおっしゃる事業者様もあります。例示してくださいとおっしゃったので、例えば、食肉がマスコミ等に取り上げられて非常にヒットした事業者さんがありました。その方は自分のところの商品だけじゃなくて、この地域の焼き肉にできるような商品を同時に発信してくれているのですが、そういう方たちも、肉を冷凍するために充てんする機械は高額なために量を増やせないということがあるんですね。そうすると、全額はもちろん補助しなくてもいいのですが、ちょっと後押しするような、半額なりの補助をしてあげたらいいのではないかなというようにもあります。

また、食べ物がもちろん一番人気なのですが、食べ物ではない、例えば「とましーなシャツ」みたいな、こういうものをプリントするというのでも、担当者の方からこういうものを返礼品にしてはどうですか、というお誘いもあるようなのですが、現実的にはこれをプリントしている時間と人が足りない。それを、なんとかしてほかのプリントを上手にやっているような人たちとを組み合わせをしてあげる、そういうようなことが行政だったらできるのではないかなと思います。

こういうような、事業者様の問題を、膝を交えて話し合っていますか、ということを知りたいです。これもやろうとすれば、例えば地域おこし協力隊の中にはマーケティングとかプロデュースのキャリアを積んだ隊員などにもいますので、そういう人とともにやったらいかがですか。そうすると、財政課ではなくて企画課と壁をとってチームを組んでみないとできないということになりますので、考えていただいたらどうかなと思って。

事業者さんとの具体的な話合いができるような場と時間をもっていますか、ということをお聞きしたいと思います。

なぜこういうことを聞くかという、今までだと、担当者が苦しいので、ふるさと納税に限らず様々なことは、ふるさと納税でいえば納税のポータルサイトのところに丸投げしちゃったり、外部ベンダー——IT関係の商材を売ってくるよ

うなのところに頼って丸投げするということが見かけられたと思いますので、丸投げする前に設楽町の本気のPR事項を考えてみましょうよ、ということをご提案したいと思います。そうすれば、個人だけでなく、町内の企業ではなくて外の企業の応援を得る方法もあるかもしれません。もう既に研究している職員の方もいます。若い職員さんたちはもう探っているのです。やってみなさいと言ってもらえれば、試してみたいと思いますので、そういう人たちが相談し合える場を作るのは管理職の方々の役目だと思いますので、事業者様の問題を膝を交えて話し合えるような場や時間を設定してはどうですか、ということについてのお考え。

それから、若い職員さん同士、今具体的に出したのは、財政課と企画課ですけれども、それ以外、例えば産業育成ということに関われば産業課も関わるかもしれませんので。単考で発信する前に、しっかりとしたものを作るために職員みんなで連携してみたいという、そういう場や時間を作るということについてのお考えはいかがでしょうか、伺います。

財政課長 ただいま追加で再質問があったことにお答えします。

1番最初ですけれども、まず、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、勘違いしていただきたくないのは、ふるさと納税が勝ち負けという考え方は一切持っておりませんので、その点は御理解ください。

最初にお答えしたとおり、あくまでもこの制度の目的は、生まれ育ったふるさとへの恩返し、又は貢献をしたいという思いを受けての寄付金制度です。寄付をしたいという意思を尊重するというところですので、勝ち負けという考え方は持っていないと思います。

それに関連しまして、成果の報告という話をされましたけれども、これも、どこの市町村もそうですけれども、これこれこういう事業に充当させていただきま、というレベルでしか表現できておりません。具体的にこれに充てましたというところまでやると、目的ありきの寄付金の制度になってしまいますので。そうなると、ふるさと納税制度の趣旨とは若干ずれてまいります。その辺はあくまでも、より具体的に示したいとは思いますが、現段階ではこの事業に充当しましたというところまではできておりません。

それから2番目です。ホームページがわかりにくいということなのだと思いますけれども、これは、反省する点は多々あると思います。幸か不幸か、今年度ホームページの改定を行いますので、そのなかで企画ダム対策課であるとか、観光協会を所管する産業課の職員と、プロジェクトチームが立ち上がるかどうかはわかりませんが、現在進めておりますので、そのなかで具体的に話し合っていきたいと思います。それから、写真や内容については、既に橋本隊員と調整をして着手しております。目に見える成果はできていないかと思いますが、うちのほうでは、今年入った担当の子が橋本隊員と協力して事務を進めております。

それから、3番目ですが、事業者支援ということなのですが。これも勘違いしていただきたくないのですけれども、あくまでも返礼品を開発するために事業者

を支援するという考え方ではやっておりません。ですので、事業者の方を支援するという方向では現在考えておりません。例えば、これこれ、こういうふるさと納税の返礼品を提供したいんだけど、どういう方法があるかというような御相談は受け付けておりますけれども、助成するというか、補助するというような制度は多分今後も出てこないと思います。それはなぜかといいますと、ふるさと納税には地場産品で3割以内、それから開発だとか郵送料、それからかかった人件費、それらを含めても返礼品の5割以内という条件があります。それをクリアして初めて寄付金制度という制度を使える状況となるわけですので、これらをクリアしない限りは、いくらふるさと納税、ふるさと納税といっても寄付は集まりません。返礼品ありきという話をしましたけれども、寄付金制度で、税控除があるから皆さんやる、というのも一つの目的でありますので、その辺をうまく兼ね備えていかないと、一方的に進めていっても、泉佐野市のようにただ集めればよいというような状況になってしまうかと思えます。

若い職員というか、財政課だけで進めていくのはどうかという話なのですけれども。これも、折を見て、若い職員等で検討を進めていくような機会を妨げているわけでもなく、どんどんやっていただきたいと思えます。ただ、かしこまってこういう形を作っていくと、それで果たしていいのかなというところもありますので、担当職員にまずは投げかけて、そこから派生をしていくようなことがあれば我々としても協力を惜しむものではありません。

以上です。

6 金田(文) 私もちろん、勝ったり負けたりするとか、そういう意味ではないのですが、設楽町のように沢山の資源を持たない町では、やはり産業育成を兼ねて返礼品を育てていかないと、ふるさと納税制度はうまく使えないのではないかなと思います。もちろん、ふるさと納税が税制としておかしいという意見があって、税関係の学者の人は9割方反対しているということも承知しておりますが、小さい町、資源を持たない町が自分たちの元気を出すために非常に良いチャンスではないかなというふうに思えます。ですので、今も橋本隊員と相談してということ具体的に進めていくと聞いていることを聞いて安堵していますが、そういう1個1個小さいことを一つ一つ積み上げていくというのは、ぜひ励ましていただいて、続けていただきたいと思えます。

それから、慌ててやる必要ないよとおっしゃいますが、さっきおっしゃったように、この制度がいつまで続くかわかりません。今あるうちに、自分の所の産業を活性化する、町みんなの元気を出すというのに活用をするというのは大切なことだと考えておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

それから1つ、泉佐野市の名誉のために言っておきますけれども、泉佐野市はすごいヒーロー役になりましたが、現実は今、そういう資源を持たない町のために全ての情報を使えるように公開してくれていますので、悪者と捉えるのは古い情報ではないかなと思うので、その点だけは泉佐野市の名誉のためにお伝えしてお

きます。

以上で、質問を終わります。

議長 これでは金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。それでは、13時00分まで休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後12時57分

議長 多少時間が早いですが、皆さんお集まりになりましたので、休憩前に引き続きまして会議を開きます。次に7番高森陽一郎君。

7高森 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただ今から質問をさせていただきます。私の質問は2点です。

1「設楽町地域防災計画について」、2「公共施設個別施設計画について」でございます。

まず、1「設楽町地域防災計画について」。

要旨。今年の8月は線状降水帯が日本列島に長く居座り、各地は記録的豪雨災害に見舞われました。本町でも決算報告書の212ページにあるように、避難勧告の下、いくつかの避難所が開設されました。国道42号も道路の欠損が発生して片側通行となり、山間部に土砂災害の危険をはらむ国道257号が走っている設楽町にとっても豪雨による土砂崩れによる通行止めで地域が孤立する事態を最小限に食い止める施策が強く求められています。災害復旧時にまず想起されなければならないのは災害弱者への迅速な支援活動でありましょう。以下お尋ねします。

(1)災害弱者という言葉がよく使われますがどのような人々を指すものなのか。そしてその言葉は避難行動要支援者とどのくらいの開きがあると考えているのか。もし地区別人数が把握できるようならお示し願いたい。

(2)信州の辰野町では、「災害弱者の安全のために」というサイトが設定されています。個々の災害弱者の避難計画である個別計画の作成についてどのような認識をお持ちかお示し願いたい。今後地区別「避難行動要支援者名簿」等の作成についての現状と今後の取組についての方向性をお示し願いたい。

(3)川向坂の途中で土砂災害が発生し、即日復旧できなかった場合の「あぐりステーションなぐら」あたりでの立ち往生する車列への対応は、誰がどのような形で地区対策支部を立ち上げ運営するのか。もし想定マニュアルがあればお示し願いたい。

(4)風水害対策マニュアル55ページに避難場所の設定が記載されていますが、名倉地区ではどの施設を避難場所の第1番に設定してあるのか。そしてその事は地区住民に周知済みなのかどうか説明願います。

2「公共施設個別施設計画について」。

令和8年までの個別計画が出され、名倉地区では9施設の除却が示されました。勤労体育館、ゲートボール場、名倉プール、旧名倉保育園が処分の対象となっております。これらはいずれも非常に有用に使える施設でございます。体育館は、雨天時に利用できる、雨の多い名倉には平日でも利用できる施設で、なぐらプールと一体的に運用すれば、特に夏期休暇に必要不可欠の体育施設であります。名倉小の卒業生が親子でプール遊びに帰ってくれる姿は嬉しいものです。故郷の懐かしく冷たい、心地良い思い出の場所でもあります。

このような施設は、効率とか耐用年数とかで地元の声聞かず一方的に廃止、除却すべきではないと考えますが、担当部局ではどのように考えているのか。町外の人たちからの意見募集等、いろいろ知恵を絞り出していくべき時に至っていると思うが、再考すべきと考えるがいかがでしょうか。

地元にある施設をわざわざ田口の教育委員会の窓口まで行って手続きをしなければならぬことにしてしまったのは大きな失点であり、地区住民の自由な活動を妨げることでしかなく、名倉で申込みが休日でも平日でもできるように取り計らうべきと思うがいかがか。特にこういう施設は、土日、休日の利用がよく見込まれますので、そういう意見を述べておきます。

以上、簡単ですが2点です。よろしくお願ひします。

総務課長 総務課から、1つ目の防災に関する御質問について回答させていただきます。

(1)災害弱者についてですけれども、災害弱者とは、高齢者や障害者、難病患者など、自力での避難が困難で避難行動に支援が必要な人のことを指しております。災害弱者のうち、特に避難時に支援が必要な人を防災行政上「避難行動要支援者」としております。町内でこれに該当する方は、名倉で80名、田口110名、清嶺55名、津具85名ほど、町全体で約330名と把握しております。

(2)災害時の避難支援を適切に行えるよう、「避難行動要支援者名簿」を作成いたしまして、毎年更新をしております。「災害時個別避難計画」は、支援者本人と家族が避難について考え、地域の方々、行政等が協力して具体的な避難方法を確認する計画になります。計画の作成はまだ進んでおりませんが、関係者と協力して作成していきたいと考えております。

続きまして、(3)国道257号、川向坂が土砂災害による通行止めとなった場合ですけれども、まず、道路管理者である愛知県が道路の復旧、あるいは通行規制の周知等に努めることとなります。また、これに関連する交通整理等は設楽警察署が行うこととなります。町は、広報無線等を使用して町民の皆さんに情報提供等を進めてまいります。

最後に、(4)緊急避難場所の話がありました。各地区の区長さんからの要望に基づき指定をしております。場所の一覧は、配布済みの防災ガイドブックに掲載してありますけれども、名倉地区では11か所の広場が緊急避難場所として指定されています。どこが第1番というものではありませんが、地域の皆さんには、

今後、新しく印刷をして配布を予定している防災ガイドブックですとか、町の防災訓練等を通じて確認をお願いしていく予定であります。

以上です。

財政課長 それでは、私のほうからは、2つ目の「公共施設個別施設計画について」。

名倉地区の9つの施設を効率とか対応年数により、地元の声を聞かず一方的に廃止、除却すべきではない。町外の人たちの意見募集等を行い再考すべきと考えるがいかか、ということについて回答いたします。

最初に、この個別施設計画の今後の進め方について再度確認いたします。5月の議会全員協議会でも説明していますが、この計画は本年3月時点のもので、地元との調整ができていない施設もあること、また、今後5年間の情勢等の変化により計画変更等は大いにあり得ることを御承知ください。

次に、質問の中で名倉地区の9つの施設が「除却」の方針となっている旨を述べられましたけれども、計画に記載されている名倉地区の11の公共施設のうち、長寿命化の方針である「名倉小学校」と「名倉保育園」を除いた9施設のうち、「名倉弓道場」、「森の厠」、「旧名倉保育園」、「旧農村公園」の4つの施設のみが除却となっており、残りの5施設のうち、「中集会所」は地区移譲、「体育館」、「ゲートボール場」、「プール」及び「旧名倉中学校」は現状維持となっていますので、除却であるとか処分対象ではないことを御認識ください。

名倉弓道場と旧農村公園は、既に利用実績・利用要望ともに全くありません。施設の老朽化も著しいことから除却としております。「森の厠」については、民間の観光施設と隣接する公衆便所として設置しましたが、民間施設が数年前に営業を停止、本年度に入って施設を解体処分したことから、設置意義がなくなったこの施設については既に除却しています。旧名倉保育園についても、設置後45年以上が経過、老朽化が著しく安全上の観点からも施設の利用は難しいと判断し、除却する方針としています。

御質問の意図としては、名倉体育館及び名倉プールの対応と思いますが、両施設の対応方針はいずれも「現状維持」としてしています。特にプールは、議員のおっしゃられるとおり、名倉保育園や小学校の利用はもとより、夏休みの親子での利用、また帰省した地元の卒業生が利用する姿も見られるなど、親しみをもって利用されている状況を鑑みれば、なんとかして施設を維持していきたいと考えます。名倉体育館との一体的な利用という点についても、プールと体育館が隣接していることから相乗効果の高まりが期待でき、その意義は大きいと考えます。

このような認識の下、名倉プールは現状維持としていますが、計画期間の後半では「あり方について検討」と記しています。これは他の一部の施設で同様の方針としている場合にも示していますが、このプールを今後も使っていきたいとか、使ってもらいたいという意味を含めて、現状の継続的な利用を考慮しつつ、耐用年数を超え、さらに相当の年数を経過している施設については、計画期間中に大規模改修の有無を見極める必要があると判断したことによるもの

です。名倉プールについても同様で、建設後 47 年が経過しており、改修には相当の費用が見込まれ、その時期も検討が必要です。このように将来的な利用推計、維持及び改修費用を勘案しつつ、施設の継続の有無を含め今後のあり方を検討していくことは、当然のことと考えます。

また、検討にあたっては、地元及び利用者の声を踏まえたうえで進めることも重要なことと認識しております。質問では「町外の人たちからの意見募集」とありますが、名倉地区の施設に限らず、公共施設のマネジメントという観点においては、今後、より幅広い視点での施設のあり方、利活用の方法を検討していくことが重要であるとの認識の下、必要な意見、情報を柔軟かつ適確に収集できるよう努めていきます。その場合、必要があればインターネット等を利用することも検討していきます。

以上です。

教育課長 2つ目の御質問の後段の部分、名倉での申込みについて、教育委員会よりお答えいたします。

名倉窓口センターは現在、町の関連業務につきましては、農協職員の方に必要に応じて窓口対応していただく形となっております。が、以前の町の嘱託員が常駐していた時には、例えば名倉体育館の使用申込みがあれば、申請書の記入、利用料金の受領、そして教育委員会に確認した上での許可証の発行と、そこまでの一連の業務を行ってまいりました。そうした相応の事務負担があるということから、農協さんへの委託に切り替わってからは、教育委員会までお越しいただくという形にさせていただいております。

名倉体育館を利用されるのは、地元スポーツサークルなど、いわゆる常連の方々ほとんどでありまして、慣例的に数か月分の利用予定をまとめて申込みをされております。そのせいもあるかもしれませんが、議員が言われるような御意見・御指摘は担当課のほうへは特にこれまで伺っておりませんで、現在に至っているというところでもあります。

当日の鍵の管理は、地元の特定の方に御協力いただいております。ただ、申込み受付のために常時待機していただくとか、関係書類を教育委員会まで届けてもらうとか、そこまでの業務をその方をお願いすることは現実的ではなく、想定はしておりません。

こうした様々な状況を踏まえて改めて検討させていただいた結果、本件につきましては、引き続き現状の対応にて進めていきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

7 高森 答弁、ありがとうございました。

最初に、第 1 の防災計画についてですが、先ほど言ったように、212 ページに、6 月 30 日から 7 月 1 日の夜中の勧告に関してはいろいろ答弁がありました、やはり地域にとって非常に危ない、あるいは安全な判断が求められる時期に、スマホとかいろいろなところで情報が入ってくると私たちもどうしようか迷うの

ですが。その辺に関しては情報の提供はありがたいのですが、町としてはどうでしょうか、例えば、勧告が出た場合は、夜は危ないから朝5時か6時くらいにオープンするとか、ある程度時間を設定をして地域住民に広報活動をするとか、そういうことはいかがなのでしょう。

総務課長 おっしゃるとおり、夜中の移動というのは非常に危険と把握をしております。夜間に避難指示等が出る場合は、自宅の中の安全な場所へ避難をお願いする、というような形で広報無線で案内をさせていただいております。

以上です。

7 高森 私は、その意見は大変妥当だと思います。特に私の住む名倉に関して言うと、ほとんど災害が起きないようなありがたい地域です。そういうところでいきなり夜中に避難勧告が出されると、本当は従わなければならないと思うのですが、危ないからやめようと、そういうような安全パイが働くのですが、そういうふうきちんと自分で判断できる範囲の安全な場所に自分を守ると、そういうような方針を出していただけたらというのはありがたいと感謝いたします。

それから、先ほど、(3)の川向坂の土砂、または土石流の事についての対応について、県のほうで第1義的に対応をしてくださるというのですが、例えばそれが大量の土砂だった場合は1日で終わらない可能性があるのですが、そのときに、多分通行できるだろうと思って来ていた車が沢山名倉に滞留する可能性がある、そういう人たちの情報提供というのはどういうふうになさるおつもりでしょうか、お願いします。

総務課長 今特にこうなったらこうするという、マニュアル的なものはございませんが、その場その場に応じて、広報といいますか、なんらかの状況をお伝えするという方法を考えて、できる対応を進めてまいりたいと思います。

7 高森 その場合に、広報無線、外の無線はハウリングを起こしてなかなか耳に入りにくいし、車に入っている場合はほとんど情報が手に入らないことが多いのですが、そういうときに関して、例えばそれプラス昔のハンドマイクとか、アナログ的な設備で、車関係の人たちとか、拠点にいる職員さんに連絡をとるとか、そういうふうな準備はおありでしょうか。

総務課長 これという方法を今決定して持っているわけではありませんけれども、臨機応変にそういう情報が伝達できるように進めてまいりたいと思います。

7 高森 次2番、すみません。先ほど私は9施設のうちの、現在使われている、または使われなければならない施設4施設についてピックアップしました。例えば、勤労体育館はこの前やっと雨漏りが修復して、その前は天井プラス床下と大変な工事だったのですが。なかなかお金がかかる大変な施設ですけれども。例えば避難の場合に名倉はまるねホールという設定があるのですが、今は東日本大震災のように雑魚寝をするような時代ではありませんので、パーテーションを作って、通路を作って、なおかつ個人用の小テントを張るような、そういうプライバシーを保護するような避難生活が考えられるので、どうしても名倉にまるねホール1

か所だけでは、あの地区では体育館もありますので、両方をリンクして、体育館とまるねホールと、そういうような設定をするべきだと思うのですがその辺の考えはいかがでしょうか。

総務課長 今お問合せの件で、避難所としては、名倉小学校もそうですし、名倉体育館も指定をしております。ですので、避難所として運営をする場合は、人数ですとかいろいろな条件によって使い方が変わってくると思います。多ければどちらもの施設を活用しながら避難所として運営していくことになります。また、そこにあたっては、昨年度、コロナ等の影響もありまして、パーテーション、仕切り、そういったものも追加で購入をさせていただいております。そういった道具も活用しながら運営をしていくことになりますので、よろしくお願いします。

7 高森 ここに書いてあるゲートボール場、それから旧名倉保育園がありますが、これに関して、ゲートボール場はまだ使用していますが、そのうちに多分使わなくなるときが来ると思うのですが。実は名倉地区では、小学校専用の資源を保管する倉庫というのがないのですね。たまたまゲートボール場の隣の小さな小屋を今借り受けてやっているのですが、それではとてもではないけれども、いろいろなものを収容できないという。そういうことがありますので、もしも将来的にゲートボール場を何かの理由で名目廃止をするならば、そういう資源倉庫として用途を変更して再利用をする、そういうふうな方向性はいかがでしょうか。

財政課長 そういう使い方をするためにも、地元と調整をして進めていきますというふうに回答をしておりますので、その点はそのときそのとき、その場、タイミングによってどうなるかわかりませんが、十分あり得ることだと思います。

7 高森 ぜひ、しっかり地元との話をお願いします。例えばこの前の名倉中学の旧講堂があつという間に壊されてしまったので、夏に里帰りをした人たちが、「あれ、体育館がないね」とびっくりしていましたが、何年後に壊すと、事前にある程度時間をもって情報を出していただくことが非常に大事だと思うので、皆さん、卒業生の愛着のある建物を簡単に壊されるというのは、私としても、33年住んでいる人間としても本当につらいことがありますので。今言われたようにしっかりと話し合いをして、壊すときはきちんと壊すし、用途変更をするときは変更をする、そのような形でお願いしたいと思います。

それから、旧名倉保育園は、今「そらのした」という園庭開放をやっている人たちが使っています。実はあそこはそういう急な天候変化に対応できないです。保育園は使っていけないとロックされている所なので、電気も水道も何もない所なので利用できない、しょうがないからずっと向こうの体育館を利用する形で私たちは利用しているのですが。たまたま今回は、休日に利用が変更になったので、休日に利用をしたいときに教育委員会の申込みができなくなったという事情があったので。例えば体育館は勤労者のための施設なので、今は名倉小学校が使っていますが、本来からいうと、公共施設として公共施設管理協会がプールと一体的に管理したほうが後々いいような感じがしますが。その辺、もしそのような移

譲とか権利の移転ができるのであれば、プールと一体的に管理を。しかもあそこは草刈等も公共施設管理協会がやっていますが、プールまでやって隣の体育館はほったらかしにしていますので。一体的な管理という意味では、権限移譲というか、目的変更に対する対価として所属を移転させるような、そういうふうな方向性はいかがでしょうか。

教育課長 御質問の趣旨は理解しますが、現状が、今一番業務体系の中でとか、利用状況を勘案した中で適切と認識して進めておりますのでこの形でということで御理解をいただければと思います。

7 高森 先ほどの旧名倉保育園ですけれども、まだ十分に仕える施設なので、例えばあそこでちょっと休めるとか、そういうふうな利用方法、要するに公共施設として時間いくらで使うとか、そういうふうな建物サービスをするような、そういう方向性はいかがでしょうか。

財政課長 議員がおっしゃられることはわかりますけれども、じゃあどういうふうにするのか、そういうきめ細かなルールを作る必要があるということ。もし万が一何かあったときに、こちらの対応が落ち度があったと、そういうことも懸念されますので、そういうことを仮に進めるとしても慎重に対応したいと思います。

7 高森 実は今、あその園庭の遊具を2つ、ブランコを設置してもらっています。普通遊具を設置する場合は必ず教育委員会にお叱りが入るんです。今回は、あそこは園庭だからおそらく町民課かな、という気がするのです。だけど、あそこはおそらく自分たちの、アット・ユア・OWN・リスクで自己責任でそういうのをしていると思うのですけれども。そういう自己責任という認識をもうちょっと徹底させて、施設を使うのは使用者側の責任であると、そういうふうな約束事をきちんと確認するということがいろんな施設を使う場合にいいのではないかと思います。そういうふうな考えはいかがでしょうか。

財政課長 基本的にそのように昔からやっております。ただ、たまたま旧名倉保育園は新しい保育園ができてしまったので今ひとつ統一されていないのかもしれませんが、基本的にはそういう方向で進めております。

7 高森 私が昔、中学の講堂を借りようとしたときに、名倉で地震が来たら困る、地震で被害があったら困るとか、そういう理由で貸さないということで随分押し問答をしたことがあるのですけれども。そういう危険の想定はどのくらいなのか、本当に身に迫る危険が発生するかということ、私こちらで33年過ぎるけれども1度も東北大震災、阪神大震災があったって名倉のほうに震度6～7の地震が来た覚えがありませんので。地震とかそういうことによって施設の下敷きになって被害を受けるというのは、やりたくないような口実のような気がするのですが、もう1回答弁をお願いします。

財政課長 災害というのは、地震に限ったことではありません。大雨とか、その他何が起きるか、不測の事態が起きることは想像ができませんので、万難を排して、そのように制限をかけさせていただいております。議員がおっしゃられるように、

何も起きていないからいいじゃないかというのは、それは1つの考え方かもしれませんが、行政の施設を運営するにあたっては、万が一のことを想定して対応しているのが現状です。

以上です。

7 高森 私たちは、大雨とか、災害の時に利用することはありません。天気の良い日にだいたい、時々小雨が降ったり、そういうために利用をします。やはり、もうちょっと使いたい人の身になって条件を考えるとということをやってほしいと思います。これは、これで終わりにしましょう。

これで、最後になりますが、私も実は鍵を借りに行ったら、町がお金を出して鍵の管理料を払っている方が、「高森さん、教育委員会に行って申し込んで」と言われたのだけど、もう11時近くだったので、私は12時からプールの管理をやっていたので行けなくてその日は終わったのですけれども。それがたまたま休日だったので、JAの窓口もクローズしているし、そうすると電話もできないということ。そういう突発的というか、いきなり貸してほしいときに、地元での施設をわざわざ教育委員会まで行って申込みをするのではなくて、鍵を預かっている人をお願いをすればすぐに借りられるような、そういう即効性のある対応はいかがでしょうか。

教育課長 先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮なのですが、名倉支所というものがあって、職員が常駐していて適切に対応ができていた時代がありましたが、現在の、効率化——効率化が全てではありませんけれども、可能な範囲で行政全体を動かしていく中での考え方ということで現在の状況に至っております。この中で最大限のやり方をさせていただいているということで、改めてですが御理解をいただければと思います。

7 高森 町から帰って来た人たちが喜んで帰れる、そういう施設があそこにはたくさんそろっています。プール、体育館、それから保育園、中学のグラウンド、こういうものを一体的に管理をするためには、公共施設管理協会のようなところでひとくくりで管理運営をしていく、それによって、地域の活用と、今度出てくるダムの交流事業ともタイアップができる可能性がありますので、もうちょっと広い意味で、ある財産を有効活用するということを真剣に考えてほしいと思います。

町長、一言いかがですか、こういう意見。「お前、何をいっているんだ」と思われるか、それとも、将来的に。あのプールは非常に珍しい、オールステンレスなんですよ。だから壊れない、今までもってきた。あのステンレスは日本でも珍しいくらいの野外の施設なんですよ。保全すればまだ何十年も使える、そういう施設です。壊れるとすれば濾過器が壊れるくらい、濾過器に塩素がたくさん入ってくるので。そういう施設を地域が潤うように、また、地域に帰ってくる親御さん、卒業生やら子供たちが喜ぶような施設としてなんとか保存していくためにはどうしたらよいでしょう、町長、一言答弁をお願いします。

町長 高森議員がずっと、私も高森さんとうやうやって議会をとおして長い時間をお付き合いというか、こういう状況で今まで仕事をさせてもらってきましてけれども、今日の御質問を聞いていても、高森さんは本当に名倉地域を愛して——いい意味です、地域の人たちに期待を背負って、その人たちに応えるがために、名倉学園にある施設を1つずつ細かく利用できるようにと、そういう思い入れの強い方だなということは、従来からずっと承知をしております。そういう中であって、やはり時代と共に建物の老朽化ですとか、それぞれ置かれた施設そのものを維持管理をしながら、また、担当課長が言うておりますように、安全を確保しながら、そして地域の人たちがいつまでも安心して使える施設として、地域一帯の名倉学園といわれるところの施設管理、運営、そういったものに努めてきている。これは、長い歴史のなかで今の現状があると認識をしております。

最後、高森さんもそこは理解をしてもらっているのではないかなと思うのですが、そのなかで、今言われるように特定の施設だけを講じて、ここはいいからこれを無くしたら残念だとか、それは地域の人たちのためにならないのだとか、そういうことであればもちろん、先ほどからお話があるように意見を聞いて、その上にたって行政としての判断をしていくことはこれは当然のことだと。そのことを今までもやってきている、そして今の形が出来上がっているということをよく認識しての御質問だろうというふうに私は聞いておりますが、これから先も名倉のあの一帯は、今ある公共施設をきちんと維持管理ができていける、そして地域の人たちが納得ができてこういう体制で今後も長く利用をしていくためには、運営方法としてはこういうことが理想だなと理解をしていただくなかで運営をしていっておりますし、これからもそうしたいと思っております。

高森議員の今言われるような御質問、また意見は、我々も聞かなければいけないですし、もちろんお聞きする中でこうした管理に努めていかなければいけないですが、現状として、例えば名倉中学校の校舎も、旧名倉保育園もやはりそれなりの理由があって取壊しをしなければいけない、また新しく危険にさらされるようなことがあってはいけないという思いの中で今の状況が出来上がってきている、このことだけは認識しておいていただきたいと思います。決して町民の皆さん方が希望していることを町が無視をしてでも管理の仕方を変えとか、不便を承知でそれを改善する用意がないとか、そんなことはもちろん考えておりませんし、今言われるような意見を聞きながら、これからもきちんとした管理運営に努めていかなければならないと思っておりますので。

そうした思いで、地域のために、高森議員さんも地域の人たちの意見を広く聞いてもらって、自分の思い入れを主張されることはわかりますが、それにとどまらず、やはりそれを言われるのでしたら多くの人たちの意見を聞いた上でこうした場で質問、また議論をしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

7 高森 横山町長はずっと町長になられてから名倉に随分お金を使ってくれました。

名倉小学校、それから名倉保育園、プールの改修、それから2度、3度にわたる体育館の改修。そして、この前はできたばかりの名倉小学校をまた改修してくれました。町長優しさがしみていますが、それでもなるべく私は古いものを大事にしたいなという欲張りな人間でしたので、こういういろいろ難しい質問をしたのですが。町長のおかげで私たちの名倉はなんとか形が残せたということは感謝です。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これが高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 次に1番七原剛君の質問を許します。

1七原 1番、七原剛です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

先般、清崎地区の旧営林署集積地跡地購入の入札において、設楽町が落札した旨の報告を議会でもいただきました。また、清嶺保育園の南側には県有林(旧企業団地予定地)があり、現状では、オープンした「道の駅したら」の南側に広大な未利用地が広がっていることとなります。限りある財源の中でこれらの未利用地を有効に利用することを考えるのは設楽町の将来のために必要なことと考えます。

つきましては、6月議会前に役場当局に以下の質問をしたところ、回答をいただきましたので、再質問させていただきます。

①「旧営林署集積地跡地は、防災拠点、あるいは「道の駅したら」の臨時駐車場として利用されているが、5年先、10年先を見越しての新たな利用方法は現在、検討しているのか。検討されているとすれば、どのようなものか」という質問をさせていただいたところ、「当分の間は道の駅の臨時駐車場としての使用が必要であり、今後のことについては具体的な活用方法は現在検討していない」との回答をいただきました。

(1)敷地の一部を、ドッグランとして利用してはと考えるがいかがでしょうか。現状で少ない投資で新たな集客が期待できるものと考えます。

(2)将来的な利用方法として、敷地の一部を町営住宅として利用してはと考えるがいかがでしょうか。現地から新城市内までは、おおむね30～40分程度で通勤でき、家賃を例えば新城市内の半額程度に抑えれば、町外からの若者の入居も期待できるのではと考えます。

②「清嶺保育園南側の県有林(旧企業団地予定地)について、うまく利用できないか、という声を清崎、田内地区の住民の方からいただいております。私自身もそう考えております。町当局も愛知県に働きかけていると承知しているが、現状はどのようなものか」という質問をさせていただいたところ、「保安林に指定されているため、利活用という面では困難であると考えます。県が環境防災林として整備

することで林内が明るくなり、相乗効果として道の駅周辺の景観が向上することに期待している」との回答をいただきました。

(1) 県に対し、保安林の解除のうえ設楽町に売却をお願いしてみたいかがでしょうか。その後、樹木を桜、紅葉等に植え替えたり、散策路やお花見広場等を設置するなどの工事を行えば、非常に魅力のある森になるのではないかと考ます。

以上で、1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、総務課から、旧清崎貯木場用地の活用についてお答えさせていただきます。

愛知森林管理事務所清崎貯木場用地は、これまで議会で説明させていただいていますとおり、大規模災害時の防災拠点として活用する目的で、本年3月に中部森林管理局から土地を購入したばかりであります。拠点としての機能といたしましては、災害時の通行車両の一時避難場所や自衛隊などの支援部隊のベース基地、それから支援物資の中継・分配拠点、それから大型ヘリコプターに対応したヘリポートとしての使用など、平場としての利用を考えておりますけれども、当分の間は、有効活用として、道の駅したらの臨時駐車場として使用する考えであります。

その他の利用方法につきましては、今のところ計画はありません。しかし、ただいま具体的な提案がありましたけれども、将来的な活用方法については、国道に面した一等地で、非常に面積的にも広大な土地でありますので、慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

産業課長 それでは、産業課から②の清嶺保育園南側の県有林について、お答えいたします。

6月の一般質問でされておりますが、保安林につきましては、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等を目的として指定されるものであります。当該場所の県有林は、環境防災林整備や小規模治山として、谷止工や管理車道、流路工、床固工、土留工などの治山事業が実施されていることから、保安林の有する機能がなくても地盤が安定しているとは決していえないのが現状でございます。

また、治山事業の施行地は、事業施行後に一定年数が経過しなければ解除できないことから、いずれにしても保安林の解除は困難であると思えます。なお、当該場所の県有林の購入につきましては、先ほどお答えした制限もあることから、購入する予定はございません。

以上です。

1 七原 それではまず、旧営林署の集積地跡地、こちらのほうからですがけれども、将来的には慎重な判断が必要というお答えでした。

(1)のほう、ドッグランとしての利用はどうでしょうかというのは、1つは「もっくる」に3月に小型犬用のドッグランがオープンしたんですね。あそこは残っ

た敷地が狭いので多分小型犬用だけなのかなと思うのですけれども。今、外構工事とコロナの影響もありまして9月30日まで使用停止ということに、確かなっていませんけれども。残りというと、この辺りだと茶臼山に小型犬用と中・大型犬用のドッグランがそれぞれあります。ほかにもあったらごめんなさい、私把握していないのですけれども。その2か所は把握してまして、「もっくる」のほうに至っては、オープンしたときにはなかったんですね。その後に、そうやってドッグランを作ろうよということで作っているということは、やはり来るお客様の中にそれなりの需要があると判断したのだと思います。ひるがえってみれば、あそこで駐車場だけで使っているのであれば、そういったものも用意をすれば、新たなお客さんが来るのではないかと。ドッグランですので、フェンスと入口の門扉、あと注意書き看板程度があればいいので、そんなにお金のかかることではないと考えます。ぜひ、これについては答弁ございませんでしたが、一度御一考いただければ、かなり愛知県内でも道の駅でドッグランがある所は少ないですから、お客様が来ていただけるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討ください。

それと、町営住宅のほうの話なのですけれども、これは以前、下條村のほうに議員の皆さんと御一緒させていただいて——私も議員ですけど、研修に行ったときにお話をきいたところ、若者向けのRCの住宅がありまして、そのときに「家賃設定をどうやって考えたんですか」と聞いたら、飯田の駅前の不動産相場なんかを調べて、確かあのとき、おおむね半額程度というお話を伺いました。移住定住ということから考えても、新城市内、駅前等の不動産価格を検討して、その半額程度に抑えれば、かなり若い人の移住というのが期待できるのではないかと考えます。そこから、こちらへの定住というものを考えてもらえばいいのかなと思うのですが。

先ほど総務課長もおっしゃったとおり、一等地なんですね。国道沿いの一等地にあたるので非常にもったいないと思います。あの敷地全部じゃないです、道路沿いに面した南側、開けたほうだけでもそういった町営住宅という考えはいかがかなと思いますが。今一度、住宅として検討するという事は慎重な考えが必要ということで、なかなか個別の事には答えにくいということはあるかもしれないのですが、町営住宅の用地として検討するという事を、一番手に考えていただくのは可能かどうかお答えください。

総務課長 いろいろ提案をいただいております。この土地、防災拠点ということで購入をさせていただきました。将来的にという前提で、そういった方面も含めて考えていきたいと思っております。が、先ほども申し上げたとおり、一等地でありますので、内容については慎重に検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

1 七原 当然御答弁いただいたように、慎重な判断が必要ということになるわけですが、設楽町のホームページを見ても今人口が4,600人を確か切った表示になっていると思います。やはり、移住定住ということから考えれば、もう既に計画を立

てていったほうがいいのではないかなと思いますので。購入した経緯というのは十分理解させていただいておりますが、今のうちから、あの土地をうまく使ってというようなことを検討を始められたほうがいいと思います。そういった面では、町営住宅をぜひあの辺りに。町外から若者に来ていただけるようなものという感じで、すぐに検討に着手していただくことを強くお勧めします。

次に、清嶺保育園南側の県有林の話なのですがすけれども、御答弁いただきましたように、予定はないよと。それと、やっぱり保安林の指定解除というのは難しいし、そういったものを購入する予定はないというお話だったのですが。

これは、元々は企業団地にする予定だった所がうまくいかなかったと。それを塩漬けにして税金だけ払っているのは、何か言われるといやだなというところで保安林にでもしてしまえという感じで保安林にしたのではないかなと思うのです。そういった県の姿勢をなかったことにしてあげるよ、というのも変なのですけれども、感じとしては町のほうでなんとかするからお願いだから設楽町のほうに戻してもらえないかというような交渉をぜひしていただきたいなと思います。一人や二人じゃないんですね、あの山なんとかならないかという人。清崎、田内で何千名も住んでいるわけではないのでしれていると言えしれているのですが、結構な数の人に言われますので、なるほど、と思って考えました。やることといっても、県のほうで伐採くらいまでやっていただければ、あとは、苗木等はそんなにお金かからないと思うのです。桜の苗木なんて、ネットで見れば1本3,000円~4,000円で売っていますし、紅葉なんて1本1,000円~1,500円で売っています。そのくらいのお金は、今、森林活用協議会という組織もできていますので、そちらのほうから出していただく、あるいは、植樹に関してはイベント的に地域の皆さん、あるいは小学校・中学校の皆さんに植樹を体験していただく。そういったふうに経費を抑えていけば、非常に魅力のある森になると思うのです。今は、県のほうも自分たちでがんじがらめにされ、にっちもさっちもというのが現状ではないかなと思いますので。

ぜひ、ここについては、難しいだろう、考えていない、ではなくて、一度再整備、もっとお金をかけて素晴らしい再整備をする気があるんだよ、設楽町はというのなら、それはそれで結構だと思いますが、そんなにお金をかけなくても出来ると思いますので、ぜひとも、この森については再整備を県のほうにお願いをしていただきたいと思います。

これについては、町長、これで任期が近いわけですがすけれども、ぜひ最後の一仕事ということで、県のほうに、あの山、あとは設楽町でなんとかするので売ってもらえないかというような糸口だけでも作っていただく、最後にそういったちょっと汚れ仕事みたいな感じですがすけれども、そういったこともしていただくということはお考えではないでしょうか。一言答弁をお願いします。

町長 西山用地の件についてなのですが、七原剛議員は御存じではないかもわかりませんが、私から改めて申し上げますけれども、あれは設楽ダムの実調受入れを

するときに、平成4年でありましたけれども、今言われるように、当時は企業団地という一つの名目の中であの森林を愛知県に買わせるというのが設楽町の思いで、条件提示の中の1項として入れました。そして、その実現化を図るために愛知県と交渉をする中で、愛知県にあの山を買っていただいたという経緯があります。

そして、当初の計画通りに企業団地として施行をしようという計画段階に入った段階で、愛知県から用地造成をしていく過程の中で、途方もない金額がかかる、造成だけで4億円かかるんだというような話を聞かされておりました。そういう中であって、そこまでして企業団地を誘致できるか、そして企業団地を仮に誘致した場合にでも、果たしてあそこを購入してくれる企業はあるかとか、そういう現実論を唱えて協議をしたことがありました。そういう中であって、県には買ってはいただいたものの、現実、企業団地としての造成は不可能だという結論が愛知県からも示されたということ。

設楽町は、元々あそこの山林所有者の方々にも協力を願ったときには、有効活用をしていきたいという前提の中であの森を提供していただいたという経緯がありましたので、まずは、その補償という形で受けていただいて、所有者の方々にはそういうことで御理解をしていただいた。

そして、愛知県はその後今申し上げたような過程を踏んだわけですが、どうしても実現性が乏しいということで、県の用地として、持っている所有者は愛知県ですので、愛知県はそこまでには至れないということがあって、これはやむなしというふうにして愛知県の考えに従うというか、それを受け入れる、そういった経緯がありました。

そして、当初愛知県が購入したときの用地所有者は企業庁、企業庁が所管しておりましたけれども、そういった企業団地をうむ前提とした条件がなくなった以上、もう一度愛知県が県の林務部のほうで買戻しをしていただいたというふうになって、今も愛知県の農林水産部が所有していただき、愛知県の県有林として今保管をしていただいているという状況です。

そして、愛知県が所有をしていただいているあの森を、設楽町としてもそういう経緯があって、周辺では道の駅を整備をしたと。保育園、また老人ホーム、そして今回の営林署からの用地も確保したと。

そういうような状況に鑑みて、改めて昨年私は、愛知県の県有林を保管してみえる直接の機関のところへお願いに行きまわりました。そのことは、議会の皆さんにもお知らせをしていると理解をしておりますが、そういう中で、県としても今後あの森を、今提案していただいたように、私も県のほうへ行ったときに、もう少し陽の差す明るい森を整備してほしいと。そしてその周辺、立木のある下をきれいに整備をし、例えば散策路を整備して、バラ園だとか、あじさい園だとか、そういう、目で見て楽しめるような森に設楽町は考えていきたいが、そういうところへの協力をしてほしいという要請をしまわっております。それは、愛

知県は理解をしていただいて、とりあえず当面は、県有林の管理の仕方の中で、先から話があるように、保安林というものの指定された森の中にあってどういう整備ができるか、そして可能なことを所有者である愛知県がどこまでいろいろな事業を講じて、どういう形で設楽町の言われる明るい森に整備ができるということを、これから具体的にやっていきますよということを話を受けております。まずは、そういう形で愛知県が明るい森にさせていただけるということであれば、そうした現状を見定めて、その後にもた1つの協議として、今言われるような森の散策路的なものに整備をする、これは設楽町が投資をするか、愛知県にさせていただくかということはまた改めて協議の段階になっていくとは思いますが、私個人としての思いも、そういうことを考えて愛知県と協議をし、まずは明るい森にしていくのだという、そういう方向性の返事をいただいております。

したがって、当面はまずはそういうことを前提におきながら、明るい森に整備をしていただく。それを現実化していただくことに愛知県について協力を求めていく。その協力についても、設楽町の思いも承知をしていただいておりますので、まずはそういう作業に取りかかっているというふうにしております。

そういう中で、清崎、田内の人たちが、私の思いと、やはりどこで聞かれたかわかりませんが、町長がそんなことを言っているぞということも耳に入ったのかもわかりませんが、そういったことを目的として、愛知県と明るい森にしていくという話を進めていったというのは事実ですので、将来、私が申し上げているようなやり方でもって整備が出来ていければ有効活用ができるかなと思っております。

今の現状と、私の思いと、愛知県に話を申し上げてある内容は今申し上げたとおりですので、そういったことも承知をしておいていただく中で、これから地域の人たち、また設楽町、そして愛知県と一緒にあそこの森を有効活用していただければと、こんなふうに思っております。

以上です。

- 1 七原 懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。過去の経緯については私も不勉強でしたので、大変勉強になりました。

今回の質問、実は6月議会のときに考えていた再質問をそのまま持ってきたのですが、どうしても今時代が暗い時代で、コロナのことが最優先になってきているのですが、そろそろ、まだ確定ではないですが、出口に向かってみんな一緒に頑張ろうというところですので、設楽町としても明るい話題を何か提供していけないかなと思ひまして、今回別の質問もと思ったのですが、再質問という形でさせていただきます。

今町長が答弁をしていただいたお話によれば、県のほうも設楽町の希望は理解していると。今後、最初の答弁にありましたように、当面は環境防災林として明るい森に整備していくのだと。その後については、「みんなでまたいろいろ協議していこうよ、町で何ができるのか考えていこうよ」ということを、ぜひぜひ今

後も県に対して、あるいは年度年度で課長さん方も移動したり、職員さんも移動したりしていくのですが、そこら辺のところはぜひ引き継いでいただいて、清崎地区に広がっている未利用地——山林の所ですね、あの辺りをなんとか活気のある場所にしていていただければなと思います。

道の駅のほうも、おととい、昨日の土日、夏休みが終わってどんなものかなと思って見ていたのですけれども、もう既に土曜日・日曜日の段階でも、お昼ぐらいには第1駐車場というか、本当の駐車場はすいすいに入れるくらい、人は減り始めております。コロナの終息があれば、県内から出てはいけないよという非常事態宣言もなくなると、なかなか名古屋ナンバー、豊田ナンバーを付けた人があそこに来てくれるのだろうか、ということがございます。一刻も早く、対応策もないですが、そういう明るい話題を発信して、どんどん設楽町は先に進んでいくよ、というようなメッセージが出せればいいなと思います。それで今回のこの質問をさせていただきました。ですので、皆さん、役場当局としても、今の答弁のとおり、ぜひ今後も県のほうと話を進めていていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは1番七原剛君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、20分まで休憩といたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時21分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、2番原田直幸君。

2原田 こんにちは。2番原田直幸です。通告に従い、本日最後の質問をさせていただきます。お時間のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は、移住定住施策についてですけれども、始めに、先の6月定例会最終日に、この10月に行われます町長選挙に出馬しないと表明されました横山町長の長年の御苦勞に対して感謝を申し上げたいと思います。

私が設楽町役場に入庁しました昭和52年から44年間横山町長と一緒に設楽町や町民の皆さんのために仕事をさせていただきました。その間、野球やお酒を酌み交わすことも多々あり、楽しい時間を過ごさせていただいたことに感謝いたしますと同時に、私の職員生活最後のほうでは幹部として町長を支える立場でありましたけれども、あまり期待にそえなでかったのではないかと考え、大変申し訳なくも思っております。

また、横山町長は職員時代も含めて約半世紀にも及ぶ役場生活のうち、最後の16年間は副町長を4年、町長を12年務められ、その間に設楽町の将来の命運を握る設楽ダムの建設同意という大仕事もこなされました。本当に激務で、苦勞も

多かったことだと思います。大変お疲れ様でした。

これからは、体に十分留意され、高所大所から設楽町発展のためにアドバイス等をいただくと大変うれしく思うと同時に、時間にもゆとりができればと思いますので、健康維持のために野球とはいかないかと思えますけれども、ゴルフでも一緒に行けたらと思います。

さて、一般質問に入るわけですがけれども、退任されていく横山町長に施策をどうするのかと問いても仕方がない部分があると思えますので、長年ダム対策をやってみえました町長として、ダムを通じた移住定住施策への所感と次期町長にぜひこうしてほしいという期待を、私が最後に町長に答弁を求めますので、お答えいただけたらと思います。

前置きが大変長くなりましたけれども、3月議会の一般質問の中で、令和2年度における人口移動についての話をしました。最終的に年度末での状況は、自然動態出生12人、死亡88人の76人の減、社会動態転入110人、転出115人と5人の減で、全体では81人の減となっています。平成29年度からの社会動態だけでいうと、29人減、平成30年度は42人の減、令和元年度は27人の減になっています。

平成28年度に企画ダム対策課内に移住定住推進室が設置され、設楽町総合戦略で設定された2060年に3,000人を目標に移住定住施策を推進してきました。また、令和2年度には設楽町総合戦略が改訂され、引き続き2060年の人口3,000人を目標としています。

人口目標達成のために、総合戦略では、子育て世帯の移住を年間10世帯目指してきましたけれども、平成28年度は3世帯11人、平成29年度は3世帯12人、平成30年度には2世帯8人、令和元年度は0世帯、令和2年度は1世帯4人と、移住定住推進室の頑張りにも目標達成に至っていない状況にあります。

また、総合戦略のもう一つの目玉であります小規模多機能組織の形成につきましてもコロナ禍の影響で進んでいない状況になっています。

こうした状況下にあっても社会動態の減少が5人と近年にはなく少なく、努力の一旦が垣間見えるところでもありますけれども、現状を分析し、今後の施策の展開をどうしたらよいか、人口の減少をいかに抑えていけるかを検証していきたいと思えます。

平成18年度の第1次総合計画策定時における平成27年度国勢調査の人口予測は5,050人で、実際は5,074人になっています。総合戦略における令和7年度国勢調査の人口予想の具体的な数字が出ていない気がしますが、目標を設定しないと人口移住定住がうまくいっていないことになりかねないので、その辺どのような想定をしているのかをお伺いします。40年後の予測は、15年後や20年後等の数字も出ていない気がしますがどうですか。

子育て世帯10世帯移住の目標が達成できていない理由を何かと考えていますか。目標が高すぎたということはないですか。私個人的には高いお金を出して委

託した大学教授の言葉に踊らされたような気がしてならないわけですがけれども。答えづらいと思いますけれども、移住定住推進室の率直なお考えはいかがでしょう。

空き家バンク制度は、平成19年度当時の企画課で、他の市町村でもやり始めた制度を当町でも実施しようと思ったものです。空き家探しを区長さん方に依頼するのではなく、職員の知識を頼りに探し出して、了解をいただいた家を町のホームページに載せ、交渉も成立させた事例があります。その当時から空き家もかなり増えたことや推進室の頑張りもあり、件数の増加につながっています。ただ、交渉成立世帯数と町外からの移住世帯では、交渉成立世帯数のほうが多くなっています。この理由は何でしょうか。

地域おこし協力隊について、現在継続して任命している人を除くと7名——ジョブローテーションの方も含まれますけれども、を採用してきました。実際に町に残っているのは1名のみという状況になっています。予算委員会の答弁では、地域おこし協力隊に採用された職員の方が市町村に残る確率は6割だと聞きましたが、当町では2割にも満たないような状況であります。現状をどのように捉え、これからの採用をどのように考えていくつもりでしょうか。

令和2年度の社会動態の減が抑えられた理由は何かと分析していますか。例えば、ダム関連事業により住民票をもって来たとか、コロナ禍で田舎にいても仕事ができるのでこちらに移動してきたとか、であります。

昨年、3月議会の一般質問の中で、ダム事業関連による住民票を移動した人の数を把握しているのかと尋ねたところ、プライバシーの問題があり、承知していないということでありました。住民異動届を見るだけで、住所や年齢等、ある程度その人の異動理由が把握できるのではないかと思います。その辺の分析をしないと定住施策の進展には繋がっていかないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

最後に、今後の展開について聞きたいと思います。

子育て世帯10世帯の毎年移住は、一生懸命頑張っても目標達成は困難を極めると考えますけれども、町当局はどのように考えていますか。

私は、設楽町の持続可能な人口2060年3,000人に異論を唱える気はありませんけれども、それよりもここ10年間で当町としての正念場だと思います。そのためには、いかにダム事業を有効に利用し、人口の増加を図ることが必要ではないかと考えます。今の通勤時間帯を見ますと、都会並みのラッシュ時の通行量になっています。他所から通う人たちを少しでも町内に引き留めるためには、ダム関係者のために町有地を有効利用した仮設住宅の建設や遊休土地を有効に利用するための把握等が絶対必要だと考えますけれども、昨年3月議会の答弁では、そのような考えもないということでした。

町として、ダム事業を受け入れ、ダムによる町の発展を考えるなら、今こそダム事業を利用しての定住を図る施策が必要だと思いますが、現状はその施策が見

えていない気がします。ダム事業に対する定住をどのように捉え、どのような施策を展開していこうとしているのかを聞いて1回目の質問としたいと思います。企画ダム対策課長 それでは、企画ダム対策課より原田議員の移住定住施策についての御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の、総合戦略における10年後、20年後の人口予測についてですが、総合戦略における令和7年度——2025年ですが、の人口予測は4,551人です。これは御承知のとおり、夫婦と子供1人の子育て世帯が10世帯の転入があった場合をシミュレーションした結果であります。同じ想定で計算しますと、質問の10年後、2030年には4,221人、20年後の2040年には3,540人になるという見通しであります。なお、移住等がなかった場合には、10年後には3,355人、20年後には2,313人になるというシミュレーション結果も出ております。

2つ目の質問、子育て世帯10世帯移住の目標が達成できていない理由についての質問ですが。総合戦略策定においては、国立大学法人名古屋大学大学院環境研究科と官学連携協定を締結したうえで、名古屋大学との学術コンサルティング委託契約を結び、先進地域であった岐阜県恵那市串原地区や、豊田市旭地区での実践経験を基に、指導、助言をもらいながら、設楽町でも子育て世帯を獲得するために動き出しました。それは総合戦略策定委員と何度も話し合いを重ねた結果であり、同意のうえで進めてきたことであると認識しております。

目標を達成できなかった理由は、企画ダム対策課では、先進地域との地域性の違いや、例えばそこに住民側で強いリーダーシップをとって進める方がいたかどうかや、それを主体的に支える地域のかかわり方といったように設楽町との地域性の違い、また、移住希望者の思いと町が提供できる空家や公営住宅とのミスマッチが生じ、それを改善することができなかったため移住に至らなかったケースがあると考えております。他の課の施策の達成状況も関係しますので、今後改めて状況を把握し、分析をしていきたいと考えております。

また、目標が高すぎたのではないかと御指摘ですが、シミュレーションでは10世帯獲得時と5世帯獲得時を算出しましたが、5世帯獲得では、2060年に2,500人程度となり、その後も徐々に減少し続ける結果が出たため、10世帯の獲得が必要だろうということで、この数字を設定しました。ハードルは高かったと思いますが、あくまでも人口3,000人での維持を目指すには、必要な数字であったと考えております。

また、国の地方創生で、人口減少問題に取り組み、将来のあるべき姿の方向性の方針が示され、町として、将来にわたり持続可能なまちづくりを考えた時に、地域が明るくなる、イコール、子供たちの声が聞こえるまちとして検討を始めました。御議論はいろいろあるとは思いますが、そのためには、何世帯の移住が必要か推計した結果、田口地区では5世帯、名倉地区で2世帯、清嶺地区1世帯、津具地区2世帯この合計10世帯の移住が必要であることが判明し、町の目標として10世帯の獲得といたしました。

次に3番目、空家バンク制度の活用による町外移住世帯数より交渉成立世帯数が多いのはなぜか、ということですが。これは、交渉成立世帯数には、空家バンクを利用した町内で転居した世帯と、二地域居住として、住民票は移していないが空家バンクを利用した世帯を含めている事で、町外移住者世帯数より、交渉成立世帯数の方が多結果となっております。

4番目、地域おこし協力隊制の採用についてですが、協力隊の残存率6割は、卒業後すぐの時点の調査でありまして、追跡調査を行った結果のものではありません。そのため、実際の残存率はもう少し低いものになっているものと想像いたします。また、地域おこし協力隊については、設楽町に残存したかどうかだけが制度の良し悪しの指標ではないと考えております。もちろん住民票を置いて引き続き設楽町に住んでいただけるのが一番良いことだと思いますが、何かしら関係性を持って設楽町へ通ってくれたり、設楽町になんらかの経済的効果をもたらす、いわゆる関係人口となっただけであれば、直接的ではないにしても協力隊を採用した効果があったと考えても良いと捉えております。

協力隊制度については、国でも予算が拡充され続けているのを見ますと、令和3年度総務省所管予算概算要求が、令和2年度3.3億円から令和3年度4.1億円に増額され、全国の隊員数は令和2年度5,464人が、令和6年度の目標数が8,000人となっています。このように都市部から田舎への人の流れを起こそうとしているのが見られますし、若い方の人口がどうしても少ない設楽町にとって、新しい考えを持った若者に来てもらうチャンスをもたらしてくれると思いますので、今後も積極的な採用を考えていきたいと思っております。

次に5つ目の、令和2年度の社会動態の減が抑えられた理由の分析についてですが、住民の異動届の確認は、個人情報保護の観点からも自由度が高くできるものではありません。容易に把握できるものではありませんが、RESAS(リーサス)という、内閣府地方創生推進室が公表しているビックデータ解析システムでは、ある程度の把握ができるため、そちらを活用して定住施策を考えていくことはできると思っております。

なお、社会動態の増減ですが、RESASを確認すると、減少幅が少なかったのは令和2年度に限ったことではなく、時々起きているようです。RESASの分析はこれからしっかり行わないといけないと思いますが、単純に社会増減だけを見ますと、5歳から24歳までの住民の転出が多く、24歳から29歳にかけては転入が多くなっているのが見て取れます。これは最近に限ったことではありませんので、ダム工事事業者や、コロナ禍による影響とは言い切れないと考えております。

いずれにせよ、目的は定住促進でなければいけないと思うので、改めてデータを活用して施策を展開していくことが必要だと思っております。

最後に、今後の展開についてですが、令和2年度からスタートした第2期設楽町総合戦略では、第1期に引き続き、政策目標を、子育て世帯、年間10世帯の移住者を確保する事としました。そして目標達成するためには、総合戦略の5つ

の基本目標を柱とし、総合戦略アクションプラン 15 施策と各実施事業を進める事で、設楽町が住みたい町として選び続けられるように取り組んでいきたいと思っております。

また、一過性のダム工事事業者に対しては、定住施策というよりは、経済施策として考えるべきかと思っております。なお、御指摘の住宅建設等については、現状の必要性は一定の理解はしますが、移住施策のために建設したとしても、ダム工事事業者が多く通ってくる今なら、部屋数、規模、規格等ははっきりしていませんが、空室が多くなるという事態は避けられるとは思いますが、しかし、どのような形にしても町が建設し、管理運営を行うには設楽ダム建設事業が完了した後の事を考えると、やはり一時的な投資は難しいのかと思っております。今後、仮に設楽ダム受注業者が仮設住宅を建設する意向があれば、更にその業者の職員が一定期間定住する事で設楽町に経済効果をもたらせることが見込めるのであれば、町有地の利用に協力することは有用であると考え、設楽ダム建設事業に携わる国や県の関係機関へ情報提供を行い調整することは検討するべきであると考えております。

企画ダム対策課からは、以上です。

2 原田 2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊について、答弁だと、関係人口が増えれば良いというお話だったと思っております。それは別として、今年度2人というか、名前を出して言うと、橋本隊員と戸上夫妻がもうじき任期となると思いますがけれども、その後の査収等はどのようなふうな状況なのかお教えさせていただきたいと思っております。言っていることはよく理解するのですがけれども、お金をかなりつぎ込んでいます、地域おこし協力隊のために。関係人口が増えればいいよというのではちょっと甘いのではないかなと思っております。私も思うのですがけれども、設楽町の地域性で、なかなか一緒に定住をするということが難しいということは思っていますけれども、そこら辺のことを含めて採用をする必要性があるのではないかなと思うのですが。その辺の考えをもう一度お聞きしたいと思っております。とりあえず、1点。

企画ダム対策課長 現在の橋本隊員につきましては、この9月をもって任期が切れるわけですがけれども、本人からは引き続き設楽町に定住をして活動をしていきたいということを聞いております。活動としては、今までと同様に新聞社等と契約をしまして、ライターとして主に活動をしていくということで聞いております。それから、今年度、令和3年度をもって期限が切れる戸上夫婦につきましても、引き続き名倉に定住をして活動を続けていきたいという話を聞いておりますので、橋本隊員、戸上夫婦合わせて3人、引き続き設楽町に残って活躍してくれると聞いておりますし、企画ダム対策課としても応援・支援していきたいと思っております。

そして、こうした協力隊の今までの十数名の方で設楽町に残った方が少なかったわけですが、今までの協力隊の採用の仕方、それから、その本人たちの目指す

ところと設楽町に住んでギャップがあって断念したという方もいたと聞いておりますが。今後につきましては、しっかりと地域おこし協力隊の採用にあたっては、その辺についても本人と話し合いながら、なるべく設楽町に住み続けていただけるようなことで継続して設楽町に生業が持てるような隊員の活動にしていきたいと企画ダム対策課のほうでは考えておりますのでよろしくお願い致します。

2 原田 ダムの事業者は、確かに私も一過性だと思います。終われば人口が減る、確かにそのとおりだと思います。でも、現状を考えると、ちょっと現状を話させていただくと、6月25日だったと思うのですけれども、去年の国勢調査の結果の速報値が出ております。速報値を見て私はとても残念に思っているわけです。総合計画や人口ビジョンで、国勢調査における推計値は、平成22年5,670人に対して5,769人、平成27年は予測5,050人に対して5,074人と、わずかながら上回っていました。令和8年度の予測にしか数字が出ていなかったというふうに思っているのですけれども、それは人口ビジョンを見ると4,485人だったと思います。それで、速報値の数字を見ると4,445人、4年も早いのに40人も下回っているという状況になっています。国勢調査は、御存じのとおり住民票がなくても実際に設楽町内に居住していれば住民としてカウントするという仕組みになっていると思います。ダム事業で多くの工事の業者が入ってきて、それが人口増に繋げていけないという実態が見えてきていると思います。

もうすぐ、ダムの本体工事も発注されると思いますけれども、一時的でも設楽町の人口を増やすという努力をしないと、3,000人なんて、5世帯だと2,500人という答弁がさっきあったわけですが、2,000人も割ってしまうのではないかという危惧があります。やはり、一時的にでも人口を増やして設楽町の活性化を図らないと、人が増えていかないと思います。先ほど言いましたけれども、有効な町有地をやってくれるという話もありますけれども、町内、特にダムの建設に近い田口地内を見ると、ほとんど空き地がありません。ダムの工事業者さんが飯場として使われているか、宿舎として使われているかというような状況になっています。これから、使えそうな土地は残っていないと思いますので、その辺も考慮しながら考えていただきたいと思います。

ですので、先ほど私が質問したことに対して経済対策だというお話だったのですけれども、経済対策ではなくて本格的に人口増を目指すことが本当に必要だと私は思うのですけれども、その辺、もう一度お考えがあったら御答弁をお願いしたいと思います。

企画ダム対策課長 議員のおっしゃることはもっともで、理解ができるころなのですが、なかなか人口を一足飛びに増やすことができなくて、日々いろんな対策を考えている進めているころなのですが。先ほども言ったようにダム事業をなんとかうまく活用して一時的にも人口を増やせるということではありますが、先ほども答弁したとおり、仮に設楽ダム受託業者が仮設住宅を建設する意向があれば、町内には今、清崎に貯木場の跡地、それから田口には矢崎さんの跡地——民間で

すけれども、それから名倉に行けば名倉中学校の跡地、津具に行けば小学校の跡地がありますので、そういった所でも設楽ダムに関する事業を進める業者さんが仮設住宅を建ててそこで職員の方が一定期間定住するというのであれば、国・県にもそういった場所を情報提供してそういうところの有効利用に対しては町としても協力していくことは検討するべきなのかと考えております。

以上です。

2 原田 今答弁がありましたけれども、ぜひ町有地の有効利用等を考えて、積極的なアピールというのは絶対必要だと思いますので、こういう土地が空いているよ、これを使ってくださいと、その辺のへんのところをしっかりとやっていただきたいと思います。

私、最後の質問ですけれども、長年ダム事業に携わって見えましたが横山町長の総括としまして、今までのダム事業の定住対策に対する所感と後任の町長に対する期待を聞きまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、横山町長、よろしくお願ひしたいと思います。

町長 原田直幸議員に、いろいろ私に対しての今までの思いを述べていただき、また今後に向けての期待ということで御質問をいただきました。冒頭、原田議員も申し上げられましたように、私、個人的には一介の役場の職員としてここまで携わらせていただいたわけです。昭和46年に入庁して、当初水道の管理をする担当として所属をし、以下、設楽町内の全町への水道建設に携わらせていただいたようなことで、この間19年水道業務に携わってきました。そしてその後、ダム対策担当として15年。途中で総務課に一時配属になったことはありましたけれども、通算して15年はダム対策担当ということで。その後助役、副町長4年、そして町長12年というような、こういう経歴なので通算ちょうど50年役場生活を過ごしてまいりました。今申し上げたように、私、水道とダムを主にしかやっていない。よく多くの人に言うのですが、私は水商売が仕事ですと、それ以外の仕事はあまり携わったことがなかったのですね。どういうわけか、私の役場生活はそういう人生でございましたが、ここまで多くの方々にお世話になり、ありがたく感謝を申し上げるところでございます。

そういう中で、今回改めてダム事業に対する定住施策の所感と今後への期待ということで御質問をいただいたわけであります。

御承知のように、設楽ダム建設に同意してから12年の月日が経過してきているわけです。この間、水源地域整備ですとか水源地域振興整備等として、ダム関連の多くの事業を進めるということで、町民の生活向上に繋げるということと、併せて多くの方たちに移住定住にも繋がるということに期待をもって、こうした整備に取り組んできたところでございます。

特に移住定住に係る整備事業といたしまして、ダムによる移転をしなければならぬ方々に向けて移転地の造成整備、これを愛知県と共に進めたところでもございまして、町内への定住化に努めたところでもあります。できることならば、

全世帯の方たちに町内にとどまっていくことを考えて努力をしたわけでありませぬけれども、それぞれ個々の事情もあって、結果は124世帯のうち、町内移転が71世帯、60%、そして町外転出は53世帯、40%ということとなりました。このことが、本当に町にとっては一同に124世帯が動き出すという現状であるということで、申し上げたように、なんとか町内にとどまってもらう事が最優先だと努力は考えたのですが、結果としてこういう状況となりました。

そして、残った町有地を若い世代の方たちに低価格で提供をする、更にここへ住宅を建てようとお考えの方々のために家屋建築費の高額な助成制度を設けさせていただいて、11区画全ての用地で建築が進んで若い方たちを中心とした定住促進政策にも努めさせていただいたということと、また、併せて子育て支援のためにも、保育園、子供センター整備なども手がけ、こうした支援策にも取り組んできたところでございます。

また、今もお話がありましたように、将来の人口が3,000人を下回らないということを目標として、町民の皆さんと共に移住定住に向けて取り組んで、その成果として過去5年間で39世帯、79人の方々、そしてこのうち子育て世帯の方々が9世帯、35人が新たに移住していただいております。目標では、今も申し上げておりますように毎年10世帯としておりますので、これには達していないということで、私としても反省をしなければいけませんけれども、今後も町と町民の皆さんと共に意識を高くして政策を継続して、少しでも目標値に向かって取り組んでいくことが重要だと思っております。

併せて、私の町長時代に人口を増加させることが出来なかったということで、大変申し訳なかったというふうにも思っております。原田議員の、今後の町づくりのためには人口を増加させる、これが必要なんだという強い意欲、こうしたものへの政策の熱意を表していただいております。私も本当にこれからはこれが重要だと思っております。そしてそのために、今後こうした移住定住を推進していくために一つの大きな機会として設楽ダムが存在、これをやはり重視しなければいけないなと思います。これは、他の自治体にはない話なのですね。設楽町独自の——ダムが良いか悪いかは別にして、こうした大きな出来事が起き、そして今後このダムが完成をしていく、そうしたことをこれから考えていきますと、それを契機として、一つの大きな転換期というか、これを注視していく必要があろうと思っております。

これからも、今がお話がありましたけれども、建設中の間には確かにダムに関わる方たちが一時的には集中して人の動きが活発化する状態があると思います。この人たちを今提案をしていただいておりますように、一時的に町内に駐留していくための施策として民間業者によつての社宅等、仮設住宅の設置のために用地が必要だということがあるとするならば、町内に存在をしております町有地を有効的に貸すと。そして、そうしたことを契機として移住に繋げていけるようなきっかけを作る、何もせずにそのまま鵜呑みにしてとおしてしまえば、そういった

きっかけにも繋がらないのであらうと思っております。

したがって、こうしたことも一時的ではありますが、町内での人口増に力を入れることも必要だと思います。しかしこれは、申し上げておりますように一時的なことをごさしまして、将来の人口増加に繋げるための定住対策ということ強く常に頭に浮かべてこれからの政策を動かしていかなければいけないと思う中に、今も申し上げておりますように、町の中央部に広大なダム湖が出現するわけです。これは今現実化していないのであれですが、想像をしてみると町のど真ん中にとんでもない大きな湖が出現するわけなんですね。こうしたことを、景観的にも、そして、それを優れた景観として受け止めてもらえるような情報発進、そして、さらに周辺の道路整備も進んでいくという、こうした、過去とは違った景観と共に、基盤整備、今まで私も進めさせていただいた、こうした整備を進めた事による居住環境の向上にも変化が生じるということにもなるのではないかと考えております。

そして、こうした過去とは違った環境を大きなチャンスとして捉えて、優れた自然と住みやすい生活環境が整った町であるという情報発進に努めて、更にこれから整備をする下流交流拠点施設を含めたダム湖周辺整備を確立をして、これを契機に新たに多くの人がこの町へ移住していただくことを柱とした計画、そしてこれを魅力化を図る、こうしたことへ力を注ぐと共にこれを運用する仕組み作りを検討する必要があります。そして、将来の町づくりにどう生かして反映をさせていくかということが今後の大きな課題だと思っております。

これを進めるには、町行政はもとより、議会、そして町民みんなで、ダムを生かすことによる環境整備に取り組むことで、その先には、「設楽」というこの町の存在と価値観を多くの方たちに知っていただくことができる、そして町の繁栄に繋がり、ここで暮らし続ける人たちにとっても将来の展望に明るい兆しが見えるようになることを願うものです。

こうした環境が整うことで、町外からの移住者、また観光目的として来町していただく方々の増大にも繋げ、活気ある町になることを期待したいと考えております。

そして、今観光という視点をもって、私は近年、これからの町づくりは観光というものを注視するべきだということを唱えておりますけれども、この観光事業を興すためには、やはり観光協会の存在も。みんなががんばって設楽の観光ということで新しいテーマを作りながら、存在している資源を材料として観光に結びつけていただいております。今日の新聞にもありましたけれども、こうした山城をテーマとしたものを多くの人たちに知らせていくとか、いろいろな事業メニューを考えながら、新しい分野での観光作りに努める必要がある。そのための組織作り、その組織の中には、やはりこれからの世代を担っていく若い人たちの意見を入れていただきながら、実行に移していける、そういった直接行動を共にして町と一緒に動いていただける方の組織化を図っていくことも必要だろうと思

ております。

そうして将来を見据えながら、今私が期待しているようなことを次の次期町長には、こうした大きな目標を抱いていただき、計画作りから実行に向けて率先してやり遂げていただくことに期待をしたいと思います。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、設楽は決して疲弊した町にはならない、みんなの力で盛り上げていただき、これから新しい、明るい町づくりにみんなでまい進していく必要があるかと思っております。

以上、私の発言とさせていただきます。

議長 これでは、原田直幸君の質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後3時05分